

国際問題

5月

2011年5月 No.601

電子版

焦点:経済・金融のグローバル・ガバナンス

◎巻頭エッセイ◎

グローバル・ガバナンスの再構築 行天豊雄——— 1

G7/G8とG20 国際関係におけるその意義と課題 小田部陽一——— 4

アジアを取り巻く金融投資の
変化とコーポレート・ガバナンス 吉野直行——— 12

多角的貿易体制は維持できるか 荒木一郎——— 23
WTOの現状と課題

気候変動の緩和への取り組みの国際的動向と課題 浜中裕徳——— 34

●国際問題月表

2011年3月1日—31日——— 43

財団法人

日本国際問題研究所

<http://www.jiia.or.jp/>

グローバル・ガヴァナンスの再構築

行天 豊雄

Gyoten Toyoo

2007年春のサブプライム・ローン市場の破綻に始まり2008年秋の世界的信用収縮と需要の崩壊で一挙に激化した金融危機は、2009年の世界経済をマイナス成長に陥れた。各国総出の対策で景気はなんとか回復基調に乗ったようにみえる。しかし、世界経済がこれで調和のとれた成長路線に戻ると信じている人はほとんどいない。何かが決定的に変わってしまったのではないかという不安が多くの人をさいなんでいる。具体的に言えば、いままで暗黙に受け容れられてきた、世界経済が動く枠組み、ルールが変わってしまうのではないかという不安である。世界は有効なガヴァナンスの力を失ったのだろうか。

この不安は正しい。何故なら過去20年の間に、世界は2つの歴史的変化を経験した。そして、今回の金融危機はこの変化を駄目押しする役割を果たしたのである。

第1の変化はグローバリゼーションであった。1989年の冷戦終結によって急加速したグローバリゼーションとは、一言で言えば全経済要素の国際的移動が自由になったということであろう。そしてとくに重要だったのがカネと情報のグローバリゼーションなのである。

金融資産は急増し、金融工学の発達によって金融商品と金融取引は一変した。しかし、金融監督はこの変化に対応できなかった。全世界がひとつの金融市場となり、それは龐大で複雑な金融取引の網で覆われていた。ニューヨークで発生した破綻は一瞬にして全世界に拡散し、被害は激化した。それはまさに新しい時代の金融危機になったのである。

情報通信技術の革命的進歩も世界を変えた。とくにインターネットの普及によって世界の情報の流れが一変した。すべての情報が一般大衆のレベルで全世界的に共有されるようになった。しかもそれは一方的な情報の受信だけでなく、発信を含んだ双方向の流れとなった。かつて統治力の最大の源泉であった「情報の独占」は完全な死語となったのである。ということは、従来型のメディアによる統治が不可能になったことでもあった。

世界を変えた第2の変化は世界の重心の変化、パワー・シフトである。それは先進国から新興国への重心の移動であり、さらに端的に言えば米国から中国への覇権

のシフトである。このシフトはまず生産・消費・投資・貿易という物理的経済活動の分野で始まり、次いで技術とか経営という経済ソフトの分野に広がり、やがて軍事、外交、文化の領域にも広がろうとしている。

このようなシフトが起こった原因は当然のことながら米中の双方にある。米国経済はあまりにも家計と金融産業に依存しすぎてきた。その結果、消費財製造業の競争力低下とも相まって、経常収支の赤字が累増し、世界最大の対外純債務国となった。その過程で当然のことながら基軸通貨としてのドルに対する信頼は徐々に損なわれていった。金融産業への過度の依存は市場の自己調整力への盲信とリスクへの麻痺をもたらし、それは米国社会の伝統的価値観を蝕む結果ともなった。

米国の停滞は経済にとどまらなかった。覇権国家の行き過ぎとも言うべきイラク、アフガニスタンへの過剰な介入は大きな経済的・軍事的負担を生じたのみならず、指導国家としての国際的信頼を傷つけてしまった。

一方、中国は鄧小平の開放改革政策によってイデオロギーとしての共産主義を放棄した。そして共産党独裁制の維持と大衆の物質的欲望の解放を両立させるという天才的戦略を樹立した。有能な指導層と向上心に駆り立てられた13億の人民は富国強兵の道を邁進しており、建国60年で世界第2位の経済大国に躍進したのである。

この米国と中国の力関係の変化は、先進国グループと新興国グループの関係にもそのまま反映されている。欧州は1999年に念願の統一通貨ユーロを誕生させたが、その後は経済統合・政治不統合という構造的欠陥が顕在化した。2010年春以来の周辺国財政破綻は欧州の国際的地位を大きく傷付けた。日本も長期に亘る経済的・政治的停滞でその存在感は著しく低下してしまった。他方、新興国側では中国に続いてインド、ブラジルをはじめとしてアジア、ラテン・アメリカ、アフリカ、中近東、中央アジア等各地に高成長を実現する国が生まれた。これらの新興国は金融危機からの回復も早く、その結果、最近の世界経済の成長の主エンジンとなっている。

この2つの地殻変動とでも言うべき変化によって、一国の国内においてもまた多国間の国際関係においても、従来の秩序の態様とその秩序を機能させるやり方、つまりガバナンスが大きく変容しようとしているのである。

広汎な情報の共有の結果、政府と国民の関係は従来に比して著しく水平化した。そのことは必然的にポピュリズムへの傾斜を強めることになる。同時に、政府も国民も、時として抗し難い市場の力を強く認識せざるをえなくなる。政府への影響力の増加を知った国民には、積極的にそれを活用しようというインセンティブと、逆にそれがもたらす責任の増加を回避するために、政府への委任を拡大しようという分裂したインセンティブが働く。大きな政府か小さな政府かという明快な選択ではなく、御都合主義的な国民の反応が政府を悩ます。それはまた政党というものの役割についても再検討を必要とすることになる。

世界的パワー・シフトが国際秩序に対して及ぼしつつある影響はさらに深刻である。第2次世界大戦以後、世界は米国を覇者として受け容れてきた。ソ連との対立はあったが、西側における米国の地位は確立していたし、ソ連は米国に代わって世界の覇者になるという国家目標を公示したことはなかった。その意味では、パワー・シフトが発生する現実味はなかった。その後、日独の経済的台頭や統合進展による欧州の地位向上があった。しかし、いずれの場合も、客観的にも主観的にも、これらの新興勢力は米国の地位に対する挑戦者ではなかった。覇者たる大国は6つの力で世界に卓越しなければならない。経済力・軍事力・外交力・技術力・文化力、そしてイデオロギー力である。過去において、米国に匹敵しようと意図した国はなかった。

現状にはこのような過去とは質的に異なった要素がある。中国は米国の覇権に対する挑戦者になりたいという目的意識をもっており、そのために国を挙げての努力を続けており、しかも、米国の凋落と中国の興隆は歴史的な必然であって、時は中国に利するという「確信」をもっているのである。

結論から言えば、予見しうる将来に中国が米国に代わって覇者となる可能性はない。2025年に始まる人口の減少と高齢化、各種成長制約要因の顕在化によって、中国の成長力は低下せざるをえない。政治的・社会的改革の方向と速度が明らかでない。前述の6つの国力のうち、とくにイデオロギー力において、中国は、米国のもつ自由とデモクラシーに匹敵する、指導者としてのエトスをもっていない。

ということは、世界は今後長期間に亘って、覇者が交代する一極体制ではなく、多極化の時代を生きなければならないということである。そのガバナンスは多極化の時代に避けられないリスクと不安定性に対処できるものでなければならない。G20の創設やIMF改組の動きはまさにこのような要請を反映したものであり、その方向性は正しい。重要なのは米中をはじめとする主要国が、国家目標達成のためには国際協調が必要だという基本原則に合意することである。そのうえで、政策の相互監視、国際協調の具体的実現が進捗すれば、スムーズな多極化時代が生まれるかもしれない。

しかし、覇権をめぐる米中の対立は決して消えることはない。それが歴史的な「文明の衝突」に発展するリスクも決して否定できない。21世紀が波乱の世紀になることは確実である。

日本はどう対処すべきか。政府と国民が本気で努力すれば、世界で十指に入る総合国力を維持することは不可能ではない。そのうえで、アジアと世界で、相互信頼に基づいた「味方の輪」を作る政策が成功すれば、21世紀においても日本は「一目置かれる国」としての地位を確保できる筈である。

ぎょうてん・とよお 国際通貨研究所理事長

G7/G8とG20

国際関係におけるその意義と課題

小田部 陽一

Otabe Yoichi

はじめに

ニクソンショック（1971年）、第1次石油危機（1973年）を背景に発足した先進国首脳会議（G6、G7を経てG8サミット）、今般の金融・経済危機により発足したG20サミット、いずれも、「危機対応」を契機としている。「危機」の局面においては、その対応への枠組み形成にあたり、当然、一定の合理的判断基準はあるものの、状況の性格がゆえに、最終的には政治的決断により決定がなされる。右がゆえに、G7/G8、G20サミットについては、いわば「後追い」的に、国内外で種々議論が行なわれている。

わが国においては、1975年のランブイエでの第1回先進国経済首脳会議（当時G6）に参加したことは、戦後の経済復興、発展および国際社会への復帰（国際連合、経済協力開発機構〔OECD〕、関税貿易一般協定〔GATT〕等加盟）を経て、国民にも特別な感情があり（当時は、首脳に供される食事のメニューもニュースとなった）、G20サミット発足にあたっては、「わが国の発言力は8分の1から20分の1に低下」等のセンセーショナルというか、感情的な報道もみられた。

また、最近では、昨年2回のG20サミットでの議論の困難を背景に、早くもG20の今後を取り上げる議論が『フィナンシャル・タイムズ』等で展開され始めている。

このようななかで、過去G7/G8サミットに1970年代の第1巡目からかわることができ、またG20サミットにつき、その発足前からかわってきた立場から、その歩みを振り返るとともに、それぞれに内在する課題、意義、さらには国際システムとの関係等について、個人的所感を記したい。

1 G8の現状とその苦悩

(1) G8の変遷と特性

G8サミットの成果に対する批判が展開され、右に関連してG8の限界が述べられることは、G20サミット発足のはるか以前にさかのぼった頃より始まっている。しかしながら、多くの場合は、G7サミット発足当初、1970年代のロンドン・サミット、ボン・サミット（世界経済回復のための「機関車理論」、「護送船団理論」に基づく政策協調）、第1回東京サミット（石油輸入上限目標設定）といった華々しい議論との対比に基づくことが多い。すなわち、G7/G8の評価にあたっては、30年以上の間のG7/G8の変遷、あるいは、その特性に対する理解が

不可欠であるところ、まずは、それら諸点について触れる。

(イ) G7/G8サミットの変遷

G7は、当初、主要先進国における経済困難を背景として発足し、「経済サミット」として認識されていたが、同時に、創設者の1人であるキッシンジャー米国国務長官（当時）の狙いでもあった西側同盟関係の維持・強化の場としても機能していた。

このようなG7サミットの性格は、1990年に入り、冷戦構造の終焉、また、その背景にあるグローバリゼーションの急速な進展に伴う世界的な相互依存関係の深化のなかで、国際社会が対応を求められる課題の多種・多様化を受けて、試行錯誤しつつ「経済サミット」の枠を越えて、大きく変遷してきている。

①すなわち、政治・安全保障問題については、当初から、サミットでの議論を経済問題に限りたいとする当時のフランスの意向にもかかわらず、ヴェネチア・サミット（1980年）における旧ソ連邦のアフガニスタン軍事占領への対応をめぐる議論、ウィリアムズバーグ・サミット（1983年）における旧ソ連邦による中距離核ミサイルSS-20の欧州およびアジアでの配置に対しての西側の安全保障確保の一体性の確認、アルシュ（1989年）、ヒューストン（1990年）サミットにおける天安門事件を受けての中国への対応等、その時々国際情勢を受けて、議題として取り上げられたが、近年は、その比重が増しつつある。

その際、取り上げられる事項として、地域紛争に限らず、1980年代後半から90年代初頭にかけての冷戦構造崩壊の過程における対中・東欧支援、対ロ支援、最近では9・11米同時多発テロ事件を受けてのカナナスキス（2002年）、エヴィアン（2003年）サミットにおける各般のテロ対策策定、カナナスキスで策定した「G8アフリカ行動計画」で「平和と安全の推進」を柱のひとつとして掲げて以降の、アフリカの平和・安全保障アーキテクチャーに対する一貫した支持、支援等、国際連合安全保障理事会で協議される案件より、幅広い内容のものが取り上げられてきている。

②サミット初期より常に取り上げられてきていた開発問題についても、かつては、政治的には「東西関係」の下での「南北関係」との位置づけであり、旧植民地支配からの脱却を目指す多くの途上国が、東西いずれの陣営につくかとの政治的思惑がサミット諸国、途上国双方にあり、真の意味での、開発問題への取り組みができない情勢であったが、冷戦終結により、この構造にも変化がもたらされている。

1990年代当初、G7サミットおよび国際社会の関心もつばら中・東欧、旧ソ連邦に向かい、かつサミット諸国が「援助疲れ」の気運にあったなかで、わが国が第3回東京サミット（1993年）に向けて打ち出した「新開発戦略」（(i)援助量よりもその効果重視、(ii)良い統治、それを達成するための途上国側のオーナーシップ、協力供与国とのパートナーシップ、(iii)政府開発援助〔ODA〕、貿易、投資を一体とした包括的取り組み）が、その後、国連でのミレニアム開発目標（MDG）、前述の「G8アフリカ行動計画」につながっていくが、この「開発戦略」の大きな流れのなかで、近年のサミットにおいては、総論にとどまらず、各地域別、個別問題ごとにつき、きめ細かい議論が展開され、政策調整、協調が行なわれている。たとえば、九州・沖縄サミット（2000年）でわが国が提唱した「感染症イニシアティブ」は、その後、

「世界エイズ・マラリア・結核基金」の創設につながり、同サミット一巡後の北海道洞爺湖サミット（2008年）でわが国が強調した「保健システム強化」は、国際保健分野での主要原則のひとつとしての認識を得るに至っている。

エヴィアンでの水問題、洞爺湖での食糧問題についての議論も、国際場裡での議論に先鞭をつけ、対応の方向性を示したものであった。

③また、地球環境問題への対応も、「持続的開発」の文脈においてリオデジャネイロでの地球サミット（国連環境開発会議、1992年）に向けての準備が開始されたアルシュ以降、サミットの大きな関心事となっている。環境政策における「予防原則」の考え方、地球観測の必要性、あるいは、わが国の主張による経済成長と環境保全両立のための先端技術導入の必要性等、いずれも関連国際機関、国際場裡での議論にサミットは方向性を示してきた。

（ロ）G7/G8サミットの特徴

サミットの性格づけにつき、創設者であるキッシンジャーとジスカール・デスタン（当時、フランス大統領）との間で、考え方の相違があり（前者はプロセス自体を、後者は首脳間の議論自体をそれぞれ重視）、以降も、サミット関係者間での「神学論争」となっていたが、近年では、首脳間の議論自体に加えて、準備プロセスを通じてのサミットとして取り組むべき課題設定（アジェンダ・セッティング）、具体的政策調整、協調が重要であることが一致した認識となっている。このプロセスとしてのG8の意義は、後述のG20との対比において、依然、看過できない。

（2）G8の苦悩

冷戦構造期においては、政治・経済の両面においてG7の結束、協調が西側の繁栄にとり、いわば必要十分条件であったが、その構造の終結、新興国の台頭およびグローバリゼーションの急速な展開という状況の下で、G7は、その変遷の過程のなかで、G7だけで「世の中を仕切れるのか」との本質的な問題意識が常に参加首脳からも提示され、1990年代以降のサミットは苦悩を重ねた。その結果、ロンドン・サミット（1991年）でのゴルバチョフ＝ソ連大統領（当時）との対話開始を皮切りに、エリツィン政権のロシアとの関係でのG7プラス1の枠組みの創設、そして、カナナスキスでのロシアの完全なG8の一員化合意につながった。

また、世界経済の運営において、1970年代の華々しい議論、1980年代のプラザ合意、ルーブル合意に至る激しい議論のあとは、経済政策においてマクロ経済政策とともに軸である構造政策、あるいは労働社会政策につき、地に足がついた議論が行なわれていたが、後日「フランク・シナトラ・サミット」と称されることとなってしまったミュンヘン・サミット（1992年）後の秋に、各国が経済政策の「マイ・ウェイ」を歩くこととなり、協調に失敗したこともあり、その後は、「新興経済国、途上国」との対話の試みが始まった。

この試みにおいて、当初、主導したのは日本であった。第3回東京サミットでは、他のサミット参加国の反対、消極姿勢はあったが、サミット直前に議長国であるわが国とインドネシアとの「対話」を実施し、また九州・沖縄サミットでは、G7とアジア、アフリカ諸国との間での「対話」が実現し、以降のサミットでは、このような「アウトリーチ」がサミ

ットの不可分の一体となっていた。

この「アウトリーチ」の定着化以降も、サミットの苦悩は続き、ハイリゲンドラム・サミット（2007年）では、単なる「対話」を超えて「政策協調」の前段階である「政策調和」を目指すG8とG5（中国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカ）との間での「G8プラスG5」の枠組み創設が決定され、以降2年間、開発、イノベーションと知的財産権、投資、エネルギーの各分野において、伝統的「南北対立」関係を克服する努力が行なわれ、この経験による手応えが、G20サミット発足につながったとも言えよう。

(3) G8の意義

このように苦悩のなかで変遷を重ねているG7/G8の強み、意義は、なによりも、その構成国の均一性を背景として、限られた数の国により、その議論、決定を、迅速に行ないうることに求められる。G20との対比において、その「正統性」、また経済政策面では、その「影響力」においては劣るともみられようが、その「効率性」においては、はるかに勝っているのも、厳然たる事実である。経済政策についても、特に、市場との直接の関係を有する問題、たとえば、為替政策、金融政策については、昨年ギリシャ金融危機への対応、今般の東日本大震災直後の円高に対する協調介入が、近年の典型例であるが、その意義は引き続き大きい。

2 G20サミットの発足とその課題

前節で記したG8の閉塞状況のなかで、にわかに脚光を浴びたのがG20サミットであった。

(1) G20の成果

2008年9月のリーマンショックを契機として顕在化した国際金融危機、その後の世界経済危機のなかで、G20は、金融規制改革、経済政策協調、国際金融機関改革において、同年11月のワシントンでの第1回会合以降、昨年9月のソウルでの第5回会合までの間、精力的に活動を展開してきた。その結果、右記の諸点につき、多くの成果を挙げることに成功し、いまだ世界経済の先行きには、多くの懸念材料は残るものの、当初懸念された1920年代の「世界大恐慌」の再来は回避することができた。

G7/G8とは異なり、経済社会システムや発展段階が大きく異なり、かつ政策協調の経験がないG20での議論であったが、その活動は、危機への協調対応の必要性についての各国の共通認識、決意により、発足当時のG7を想起させるものであった。

その主たる具体的成果としては、次の諸点を挙げられよう。

①金融規制改革

ワシントンで合意された47項目に及ぶ「改革のための原則を実行するための行動計画」に盛り込まれた諸点は、それまでも、国際金融にかかわる各種のレジーム（バーゼル銀行監督委員会、金融安定化フォーラム等）で議論されてきていたが、ヘッジファンド規制、健全な報酬慣行に関する原則、銀行資本の質・量の増強のための「バーゼルⅢ」等、いずれも専門・技術的側面の論点が多くあり、G20の蔵相、首脳の高い政治的指導がなければ、いまだ議論が続いていたであろう。

②マクロ経済政策協調

当初の金融危機が、より深刻な世界経済危機の様相を呈し、世界大恐慌の再来が危惧された2009年初頭に開催されたロンドン・サミットでは、その準備過程において、財政出動（さらなる景気刺激策）と金融制度改革、いずれをより重視するかにつき、G7諸国間においても政策の力点が異なり調整を迫られたが、結局は、「来年末までに財政拡大は5兆ドルに上り、生産を（累積で）4%拡大」として、近年のG7/G8では例のない政策協調を打ち出し、その協調努力もあり、同サミットで示された2010年末までの世界の成長率2%超との国際通貨基金（IMF）の予測は、その後、大きく上方修正された。

③国際金融機関改革

危機発生前は資金需要が先細りしていたIMFだが、危機後はその資金基盤強化が急務となり、わが国がワシントンでいち早く表明した最大1000億ドルのバイ融資資金をはじめ、その貸し付け可能資金残高は、危機直前の約2500億ドルより、今後は約6000—7000億ドルに達すると見込まれるに至っている。また、1990年のアジア金融危機の際に問題視されたIMFの融資制度（コンディショナリティーのあり方、アクセス・リミット、IMF支援利用への抵抗感、予防的融資制度の欠如）につき、サミット参加首脳よりの指示を受けて、立て続けに具体的改革が実現している。

さらに、IMF、世界銀行をはじめとする各国際金融機関では、各国の経済力の変化を反映してのクォータ（出資割当て額）改革、あるいは、その長の選出方法の見直し等のガバナンス改革も進展している。

④保護主義の防遏^{ほうあつ}

さほど注目されていないが、日米共同のイニシアティブの下で、ワシントンで打ち出した保護貿易的措置を各国ともとらないとの、いわゆる「スタンド・スティル」の表明も、G20の重要な成果である。かつての世界大恐慌下での各国の保護主義の導入がもたらした教訓に鑑みたものであり、かつてOECD諸国間では共有された政策ではあったが、新興国、途上国の加わるG20の場での採択の今日的意義は大きい。

(2) G20の課題

上記のように、その発足後、多くの成果を挙げてきたG20サミットだが、すでに多くの困難にも直面しつつある。

昨年6月のトロント・サミットにおいては、各国の成長回復のペースの差異を背景として、春のギリシャ金融危機を受けて欧州諸国を中心に財政健全化の緊要性を強調する立場と、景気刺激策の継続を主張する立場の調整が困難を極めた。

また、一昨年9月のピッツバーグ・サミットにおいて、危機脱出後の世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための中長期的政策協調が重要であるとの共通認識の下で、各国の経済政策やその成長と持続可能性への影響の相互評価を含む「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」が採択されたが、その具体的実施にあたっては紆余曲折が続いている（昨年11月のソウル・サミットの準備過程において、争点となった各国経常収支黒字・赤字の対国内総生産〔GDP〕4%目標をめぐる議論、参考となるガイドラインの設定方法をめ

ぐる議論は、記憶に新しい)。

このような状況により、G20に対する手放しの期待感には水が差されている。

しかし、これは少なくとも、多くのG20実務者にとっては、当初より懸念されていたことと言えよう。

すなわち、経済社会の発展段階が異なり、かつ20カ国以上(G20サミットでは、実際にはスペイン、東南アジア諸国連合〔ASEAN〕議長国、アフリカ連合〔AU〕議長国等、25名にも上る首脳が参加している)から構成されるG20に内在する困難性がある。狭義の経済政策、あるいは、右に密接に関連する社会政策について、開発・発展目標の達成が優先課題とされる新興国、途上国参加国と先進工業国参加国との間では、おのずから政策策定の問題意識は根本的に異なっている。政策協調の有する意味合いについても、自国の政策が他国に及ぼす影響、それが、また自国に跳ね返る影響についての認識の度合いに大きな差があるとみられる。また、OECD諸国間では常識となっている“peer review”“peer pressure”も、G20ではなかなか常識としては通らない。さらに、構成国の多さは、当然のことながら、時間的にも大きな制約となり、政策調整、協調の基となる自由な意見交換も容易ではない。この点、上記第1節のG7/G8の特性、意義とは異なる。

(3) G20の意義

そのような困難さを抱えるG20ではあるが、G7/G8とは対照的に、その「正統性」、「影響力」においては、当然、G7/G8より大きな潜在力があることは、今後、新興国、途上国がますますその経済力を増加させていくこと、また、その発展、成長が、たんに世界経済の成長率を左右するだけではなく、世界のエネルギー、食糧等一次産品市場において決定的影響を及ぼしていこうことにも照らし、自明であろう。

3 国際社会の構造的変化への対応

上記のG7/G8、G20をめぐる課題、そしてそれぞれの今後は、現在の国際システムの歴史的な構造変化を反映したものである。

すなわち、1992年3月の小和田恆外務事務次官(当時)のプレゼンテーション(“Evolution of Japans’ Diplomacy”、財団法人日本国際フォーラムにおいて)の主要ポイントを引用すれば、「戦後の国際政治の基本的構造であった米ソ対立を基本とする二極構造消滅後、それに代わるシステムは、いまだ明確な姿をとっておらず」、「主要国の協調による運営体制に不可避免に移行してきており」、そのようなシステムの特徴として、「どの国も単独で国際システムを運営する力はないが、同時に、どの主要なプレイヤーも、協力しないことによってシステムをサボタージュする力があり、本質的に脆弱なシステムである」、そして「主要国間の協調をどのように確保するかが重要ではあるが、そのための『場』が必要であり、また、その『場』において価値の共通性を求めていくことが重要となってくる。しかし、この最後の点は難しい問題を含んでいる」。

まさに、G20という「場」は作られたものの、経済・社会政策における共通の価値を求めると困難は、小和田次官の予見どおりである。

4 結 語—— G7/G8、G20の今後

G7/G8、G20の課題、意義は上述のとおりであり、双方の枠組みはそれぞれに課題を抱え、かつその活動に変遷をみつつ、並存していこうが、世界の経済社会の運営の考察にあたっては、次の諸点を視野に入れることが重要であろう。

(1) 情報技術 (IT) 改革、グローバル化の急展開の後追いとなる政府間協議のあり方

今回の金融危機は、いくつかの先進国において、政策・規制当局がリスクを適切に評価できず、金融の技術革新についていけなかったことが、その背後にあった一貫性と調整のないマクロ経済政策、不十分な構造政策とあいまってもたらされた。

また、イノベーションの基盤のひとつとなる知的財産保護の分野でも、ウルグアイ・ラウンド (GATTの多角的貿易交渉) において知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定) の合意をみたが、その後の技術の発展 (特にインターネットの高普及) により、すでに同協定は時代遅れの部分が多くなりつつある。

このような課題への対処は、サミットでの首脳間の議論で直ちに行なえるものではなくて、各専門国際機関、レジームでの専門的・技術的観点よりの検討、解決策の提示が必要となるが、往々にして、時間がかかりすぎることが多いのは事実であるところ、サミットではG7/G8がそうであるように、時代を先取りした課題設定および首脳による問題解決に向けての道筋の指示がますます必要になってこよう。

(2) 地域協力の推進

経済のグローバル化の進展のなかにあっても、近年、特に地域間取引の増加が著しい状況にあるところ、国際的な枠組みの下で、補完的あるいは先取りをする形での地域協力はさらなる発展の余地が大きい。たとえば、国際金融の分野では、かつてのアジア通貨基金 (AMF) 創設をめぐるIMFとの関係の不毛な議論ではなくて、IMFと地域メカニズムとの相互補完関係の構築、経済政策の面では、G20の政策枠組みの下でのアジア太平洋経済協力会議 (APEC) による昨年の横浜での合意の具体化が求められる。

(3) 各ステークホルダーとの対話

近年のG8サミットにおいては、特に開発関連の議論においては、市民社会の声がきわめて大きな影響を有しており、ムスコカ・サミット (2010年) 以降本格化した過去のG8のコミットメントを自ら検証する作業 (アカウントビリティ) も、U2のボノを含むG8への批判に応える試みのひとつである。もちろん、受動的な意味においてのみならず、G8、またG20においても、積極的な対話が開始されているが、OECDにおける経済産業諮問委員会 (BIAC)、労働組合諮問委員会 (TUAC) との対話 (それぞれ経済界、労働界との対話の枠組み)、APECにおけるAPECビジネス諮問委員会 (ABAC) との対話 (経済界との対話の枠組み) の経験を基に、サミットプロセスについても、その必要性の認識は高まり、強化されていこう。

*

末尾とはなるが、国際関係の学界、研究者にとって、G7/G8、あるいは、G20は、国際関係を理解し、その将来を考え、提言を発していくにあたり、政治的かつ実務的観点よりの

重要な分析素材を提供するものである。カナダのトロント大学は、その研究の第一人者であるが、今回の『国際問題』誌を機として、国内における「サミット」にかかわる理解、議論のいっそうの深まりを強く期待する。

おたべ・よういち 前G8、G20 シェルパ/
前外務省外務審議官

アジアを取り巻く金融投資の変化と コーポレート・ガバナンス

吉野 直行
Yoshino Naoyuki

はじめに

サブプライムローン危機は、コーポレート・ガバナンスの面でも、これまでの考え方に対して見直しを迫っていると言っても過言ではない。株主による監視（ガバナンス）によって企業の生産性が保たれ、経営が悪ければその責任が問われる。株価の動きをみることによって企業の経営状態を判断できるため、経営者は株主の利益を考えながら、よりよい経営を行なおうとするという考え方である。

しかし、サブプライムローン問題では、企業が短期的な利益を追求し、短期の配当とキャピタルゲインを追求し、長期の経営を考えない点が露呈した。日本では、株式の持ち合い、銀行と企業との間での人事交流などが行なわれ、欧米とは異なる形態でのガバナンスを働かせてきた。欧米の環境からみれば、日本的な銀行と企業の関係は、ガバナンスが働かないやり方であると批判されてきた。

長期的な関係をもとに、将来を考えた経営を行なうためには、どのようなガバナンス体制が望ましいのかを、関連するバブル発生の仕組みを踏まえて、まず考えたい。

次に、「格付け機関」のガバナンスについても、見直しが迫られていると考える。住宅価格が上昇を続けるという見込みで、高い格付けを付与され、住宅貸出債権が証券化され、販売されていた。しかし、住宅の供給がマクロでも増加すると、住宅価格は下落を始め、住宅債権の証券化商品の格付けも急に格下げされた。さらに、どのような住宅の証券化商品かもわからずに、格付けだけを信頼して購入した投資家は、莫大な損失を被ってしまった。

格付け機関は、現在までのデータをもとに、将来の状況を予想して、格付けを付与する。格付け機関は、格付けを付与される企業から報酬を受け取る。投資家から報酬を受け取るのではないため、格付けを付与される側寄りになる傾向がある。格付け機関の行動を監視することも重要であるし、寡占的な格付け機関の市場ではなく、より新しい手法によって格付けを行なう機関が出現できる環境も必要である。さもなければ、寡占的な格付け機関によって、格付け市場が歪められてしまう。

また、アジアでは、中国、インド、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国で経済成長のための巨大なインフラの整備が必要とされている。しかし、自国の資金だけでは不十分であり、海外からの政府開発援助（ODA）などが必要であること、公的機関による資金で行なわれる

インフラ事業では、効率性などガバナンスが効かない可能性が高いことが懸念される。事実、日本の経験では、公共事業の整備では、無駄な公共事業が多数行なわれてしまい、社会資本の効率性が低下してしまった。民間資金をインフラ整備にもつぎ込む方法により、公共投資に対するガバナンスを効かせ、効率性を高める方法を提案したい。

最後に、中小企業の経営に関しても、アジア諸国では、ガバナンスが働いていないと欧米からは批判される。中小企業のデータを整備し、中小企業の経営内容を定性的にも把握できるシステムを構築することによって、中小企業に対するガバナンスを発揮する方策について、私見を述べたい。

1 株式の持ち合いによるガバナンス

日本では、銀行が貸し出し先の企業の株式を保有し、企業も銀行の株式を保有しながら、互いの監視をしていた。また、銀行と企業の間では、銀行の出身者が借り手企業に派遣され、その企業の財務の健全性に貢献していた。経済成長によって株価が上昇を続けている時期には、株式の持ち合いは、銀行にとっても企業にとっても、株価上昇によるキャピタルゲインが得られるし、企業乗っ取り（TOB）を防ぐ役割も果たし、さらには、互いの経営状況がつぶさにわかる好都合なシステムであった。

しかし1989年のバブル崩壊以降、日本の株価は下落傾向にあり、銀行と企業の互いの株式保有はキャピタルロスを計上するようになり、時価会計による株価評価の下落は、企業価値の低下と評価されてしまう。

長期の経営をみながら、銀行と企業の間での関係を保ち続けられた株式持ち合いは、日本の高度成長期にはうまく働いていた面はあるが、しかし株価が下落傾向の局面では、互いに株式を持ち合うインセンティブはなくなってしまう。株価の下落は、時価会計でみれば、企業価値の低下につながるからである。

2 バブル発生の要因

まず、景気が低迷すると、中央銀行は金融緩和によって景気を回復させようとし、バブル期のはじめには流動性（Excess Liquidity）の増加がまずみられる。金融が緩和され、金利が下がり、中央銀行はマネーサプライ（通貨供給量）を増加させる。マネーサプライの増加と金利の低下によって、株価が上がり始める。株価が上昇すると、非常によい経済状況に入り、株価の上昇による資産効果が働き、消費が増え、企業の販売セールスも増えていく。これによって景気の回復が促され、経済は非常によい局面になる。こういう経済状況で、中央銀行の政策は「大変によい」と皆から絶賛される。この状況で、企業は売り上げが増えるため、設備投資を増やして生産の拡大を行なおうとする。企業の業績もよいため、ボーナスも増え、消費がさらに増え、ますます経済も成長していく。アメリカでは、サブプライムローン危機前の2002—06年がまさにその状態で、中央銀行（FRB〔連邦準備制度理事会〕）の総裁グリーンズパンの政策はすごいではないか、と絶賛されていた。このような時期に、少しバブル気味だと思っても、中央銀行はそれをストップさせることができにくい。

なぜなら、ビジネスも消費者もみな、景気が上向いているため、現在の景気を低下させないような金融政策を望むからである。

そうしているうちに、企業による不動産の購入が拡大し、消費者も所得が伸びているため、住宅購入に積極的になる。これにより、不動産・住宅価格が上昇を始める。不動産・住宅は調整スピードが遅いため、過剰供給が起こりやすい。まだまだ購入者が増えると期待して建設された住宅の供給はしばらく続く。過剰供給された不動産・住宅は、価格も上昇してしまっており、買い手を探すことが難しくなってくる。しかし、調整スピードの遅さゆえに、しばらくの期間、オフィスビルや住宅の供給は続き、供給過剰は改善しない。これが価格の大幅な下落を招き、バブルの崩壊に繋がっていく。

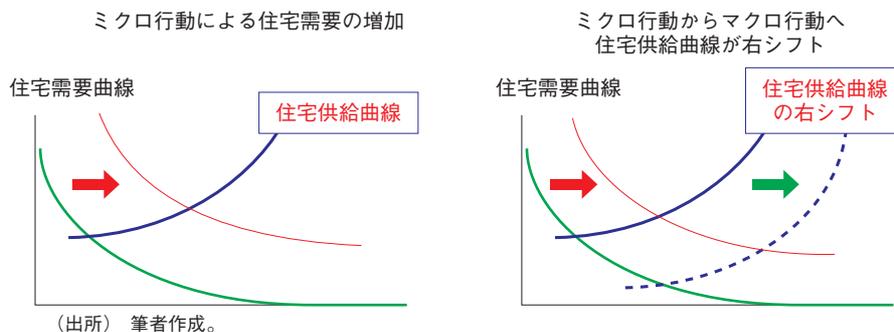
3 米国のサブプライムローン問題

第1図は、サブプライムローン（低所得者向けの住宅ローン）で起こったバブルを説明したものである。すなわち、住宅価格の上昇に始まるバブル現象が説明されている。ミクロの行動（住宅市場のミクロ行動）では、景気がよくなり、給与・ボーナスが増えると、消費者の住宅購入も増えはじめ、住宅需要が右上にシフトする。これにより、徐々に住宅価格が上昇していく。第1図の左図のように、住宅価格が上がり始めると、担保価値も増加するため、それぞれの銀行は貸し出しに積極的になり、住宅ローンを増やしていく。アメリカのサブプライムローンの際には、住宅価格が上昇したため、低所得層に対して住宅ローンの供給を銀行は増やしていった。

ところが、皆が同じ行動をし始めると、住宅供給が急に増加する（住宅供給曲線の右シフト）。銀行がサブプライムローンを提供することを始めるからである。マクロの住宅供給曲線が右にシフトするため、第1図の右図のように、住宅価格が下がり始める。

住宅価格が上昇し続けると信じて低所得層向け住宅ローンを増やしていた銀行の行動は、シナリオ（価格上昇）がまったくはずれてしまい、貸し出した住宅ローンの回収は困難になり、担保としての住宅価格も下がり、もうかるはずであった低所得層向け住宅ローンは、不良債権化することになってしまったというわけである。これがバブルの崩壊である。ミクロの状況で皆が少しずつ個別にやっていた時には、住宅価格には影響しないが、多くの銀行が同じ行動をとり、皆が住宅ローンの供給を増大させると、住宅がどんどん供給され、

第1図 サブプライムローンにおけるバブル現象



住宅価格が下がり、バブルが崩壊する。

4 格付けの問題点

格付け機関の問題点も、サブプライムローン危機では発生した。大きな格付け機関は、ひとつの記号だけで、たとえば「AAA」とか「AA」で評価する。

しかし、もっとさまざまな項目（成長可能性、経営資源の有効性、技術の成長可能性、将来の売り上げ……など）がある。たとえば学生でも、数学はできるが英語ができない学生、英語はできるが数学ができない学生……というように、個人でもさまざまな科目で評価が異なる。全部ひとつの数字だけで評価する、というのが格付けのひとつの問題だと思う。

もうひとつの格付けの問題は、急に格付けの下げ（down grading）が発生することである。たとえば、住宅貸付の証券化商品について、当初は、住宅価格が上昇しており、担保価値も確保されていたため「AAA」が付与されていた。しかし、危機がおこって住宅価格が下落を始めると、急に格付けが下げられ（down grading）、これまでの「AAA」から住宅証券化商品の格付け評価が、突然大きく低下してしまった。

では、どうして格付け機関がこのようになるかを考えると、格付け機関は過去のデータに基づいて、現状での企業・投資対象の格付けを行なっている。過去のデータに基づいて、将来の予想を格付け機関なりに立てて格付けをしている。しかし、たとえば為替レートが円高か円安かによって、本来であれば輸出企業、輸入企業では、それぞれ評価が違ってくるはずである。金利がどう動くかによっても、企業の評価は違うはずである。しかし格付け機関は、過去・現在の情報だけをもとに、その後のシナリオを考え、「格付け」を判断している。

さらに格付けに関する4番目の問題点は、もし企業の経営状態が悪くなったとする。その経営を再建させる、改善させる、そういうようなことは格付け機関にはやれない。つまり、格付け機関は「現状はこうだ」と示すこと、そして自分のシナリオによって「格付けがどう変化するか」を判断するだけだということである。

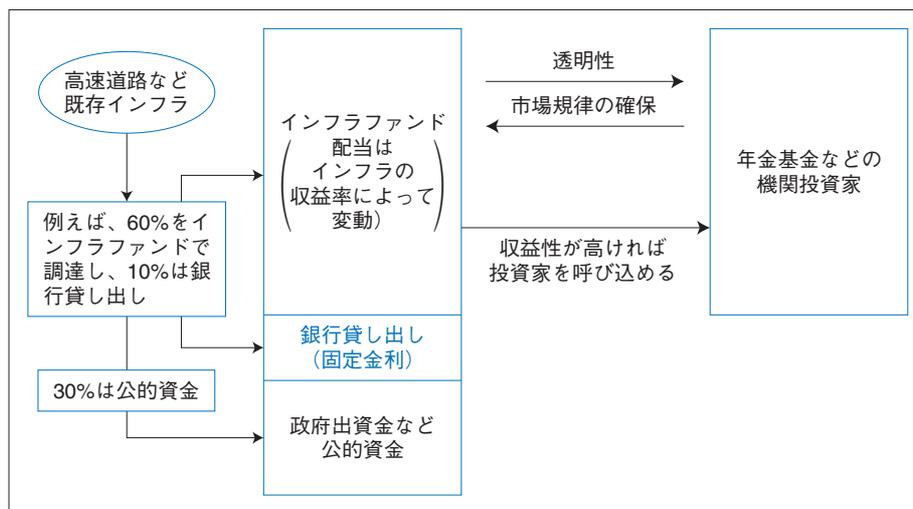
5番目は、格付け機関の格付けは、同じ経済構造のなかであれば効くが、6 Σ （6シグマ）とか、大きく経済が変動し、構造がまったく変わってきたときには、元の構造のもとで考えている格付けは、機能しない。

また、格付け機関は、格付けを付けられる（企業評価をされる）企業から報酬を受け取っており、投資家から受領しているわけではない。このため、格付け機関は、評価を受ける企業や、評価される金融商品に対する格付けが甘くなってしまうかねない。

5 インフラ整備のための金融手法

現在、アジア地域（中国、インド、東南アジア諸国）では、膨大なインフラ需要が存在する。道路、鉄道、橋、港湾など、さまざまなインフラの整備が必要である。しかし、アジア諸国の資金だけでは不十分であり、海外からのODAによる資金、民間からの資金の導入も必要である。公的なODAなどの資金では、インフラの効率的な建設・利用がうまくいかない

第2図 PPPによるインフラ投資



(出所) 筆者作成。

場合も多い。政治的な理由によって、インフラ投資が歪められ、効率性からみると必ずしも適切でないインフラ建設も進められてしまう。これを防ぎ、効率性を追求したインフラの建設のためには、民間から資金を導入することが効果的であろう。公共事業の建設を効率的に進め、事業運営の無駄をなくし、料金収入が増やせるように、さまざまな努力が必要がある。公的資金だけの場合には、経済効率性を引き上げようとか、料金収入を増やす努力をしようとか、インセンティブがわからない。しかし民間投資家の資金が入れば、効率性を高めようとする強いインセンティブが働き、投資から得られるリターン（配当など）を増やそうと努力し、コストをなるべく削減し、無駄をなくそうと努力がなされる。

PPP (Public Private Partnership) は、公的な資金と民間投資家からの資金を使うことによって、インフラ整備の拡大を促すとともに、効率的なインフラ整備を実施しようとする試みである (第2図)。

同様の試みは、1990年代に、第3セクターとして打ち出された。これは、県や市町村が民間の知恵・資金を導入しながら、公的サービスを提供しようとする試みであった。しかし、多くの第3セクターは失敗に終わってしまった。その理由としては、

- (i) 第3セクターの事業が、万一失敗した場合には、結局は公的部門が損失を補てんしてくれるという甘い考え方があったこと、
- (ii) 第3セクターで働く人たちのインセンティブがなく、一生懸命に効率的な公共サービスを実施しても、ボーナスが増えるとか、具体的な目標がなかったこと、
- (iii) 第3セクターの人材は、必ずしも、適切な人材が自治体からも民間からも送られたわけではなく、適材・適所の人事配置ではなかったこと

など、さまざまな要因が指摘されている。

アジア諸国で進められているインフラ整備では、民間資金 (=民間ファンドなど) を導入し、

- (i) 当初に決められた公的資金と民間資金の比率を変更せずに、万一失敗した場合には、

民間投資家が損失を被ること、

- (ii) 効率的なインフラ建設が実施され、運用の効率も上げられれば、民間投資家の配当が上昇するというインセンティブが働くこと、
- (iii) インフラ事業が開始される前に、民間投資家（民間ファンド）による投資対象のインフラの将来収益率に関する詳細な事前調査が実施されること

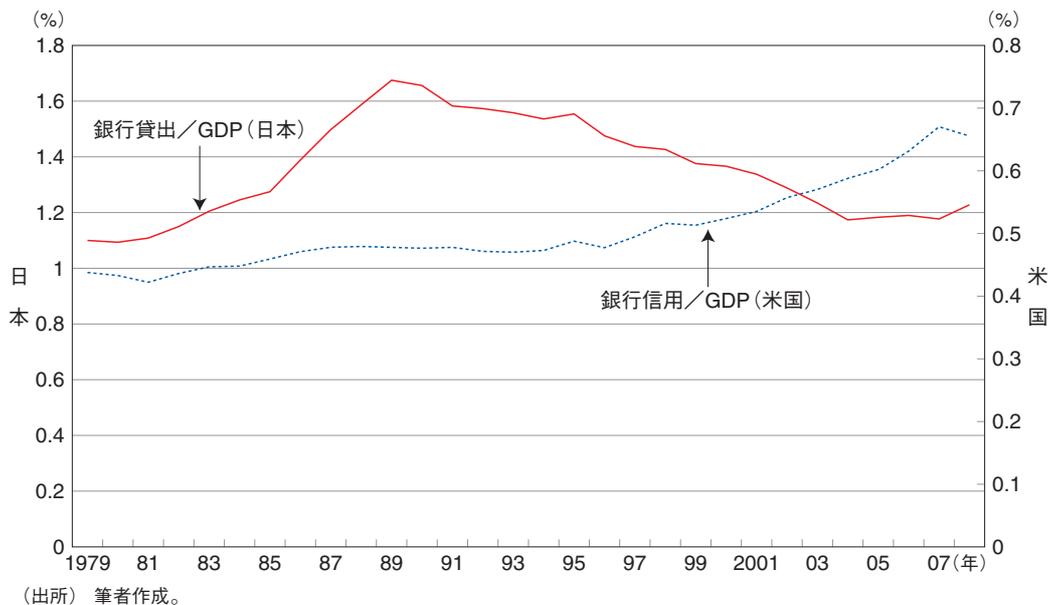
など、日本における第3セクターの失敗に鑑み、大きな改善がなされている。海外では、年金基金など長期の投資案件を探している機関投資家が、インフラ整備のための資金に投資をしている（詳細は、Yoshino [OECD, 2010] を参照されたい）。

6 バブル期にみられる銀行貸し出しの膨張

中小企業金融はアジアのなかでも重視されている。企業の格付けに関して、ムーディーズ・インベスターズ・サービスや、スタンダード&プアーズ (S&P) などの格付け機関が、審査のときやマーケット情報に利用され、市場を牛耳っている。しかし、アジアの人たちは、ムーディーズやS&Pの格付けは、彼らの感じと違うところがあるとも思っている。また、大企業には「格付け」があるが、中小企業に関してはまったく格付けがないと言っても過言ではない。では、どのようにすれば、中小企業の格付けができるのであろうか、というのが、以下での問題意識である。

まず、バブル期の銀行貸し出し行動について述べておきたい。第3図をみると、日本のバブルのときにも銀行貸し出しが伸びており、アメリカの場合のサブプライムローン・バブルのときにも、貸し出しが非常に伸び、その後収縮に向かっている。銀行貸し出しの膨張はバブル期に共通する現象である。

第3図 銀行貸し出しの対GDP比率の推移



7 中小企業の格付けとCRDデータ

次に、中小企業についても「格付け」ができないだろうか、ということである。第1表は、タイの中小企業の全企業中のシェアをみたものである。タイも中小企業の企業数が99.6%、雇用は、中小企業が76%であり、中小企業の比率が高い。表には、中国の数字も示されているが、同様に、中小企業の雇用数は75%も占めている。全企業の99%が中小企業である。アジア諸国では中小企業が非常に重要であることがわかる。

次に、日本のケースで資金繰りについてみる。中小企業でどの程度、資金繰りが苦しいかを大企業と比較すると、中小企業はほとんどのケースで資金繰りが難しいことがわかる(第4図)。中小企業は資本市場からも借りることができないため、銀行からの借入れに多くを依存するところが多く、こうした傾向がみられる。

中小企業の勘定には3つある、とよく冗談を言われる。ひとつは税務署にみせる勘定、2つ目は銀行にみせる勘定、3つ目が自分でもっている勘定。このような勘定が複数あるような中小企業では、なかなか本当の財務状態を示すデータを集めることは難しいのではないかと言われてきた。

今から約10年前に、中小企業庁で研究会があったときに、難しくても中小企業のデータを集めたらどうかということになった。民間金融機関が保有する中小企業のそれぞれのデータ

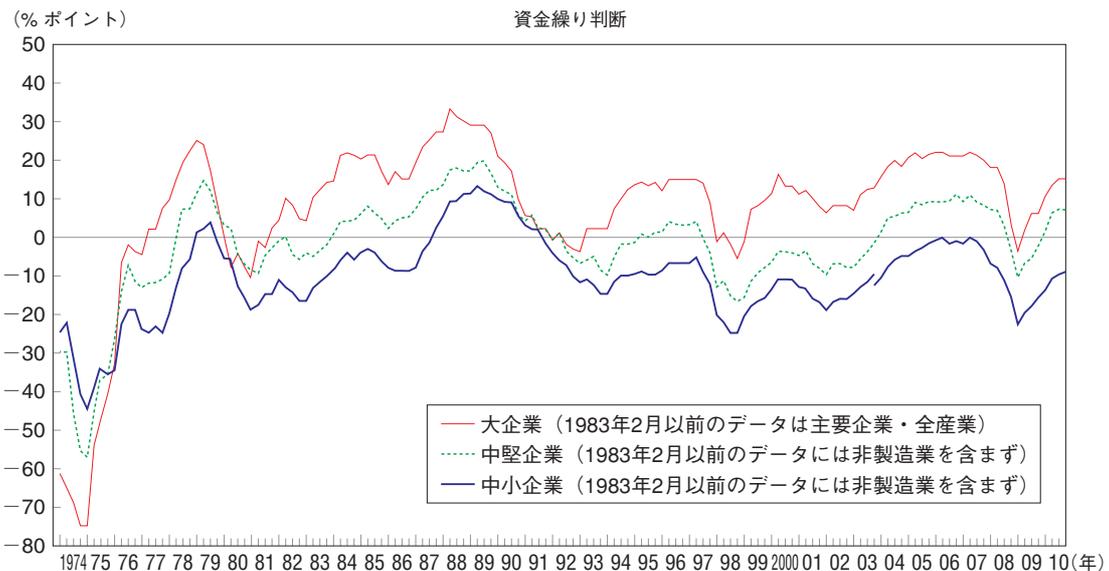
第1表 全企業に占める中小企業のシェア (単位%)

	企業数	雇用数	GDP(出荷額)
日本	99.7	66.2	47.4
タイ	99.6	76.0	38.2
中国	99.0	75.0	56.0

(注) 日本は出荷額、タイ・中国はGDPに占める比率。
(出所) 筆者作成。

を、全国52の信用保証協会を通じて、中小企業が信用保証を利用するときにデータを集めたらどうかということになった。日本の場合は、約6割の中小企業が信用保証を使っている。現在、中小企業信用リスク情報データベース(CRD: credit risk database)がこのデータを集めて、それを

第4図 大企業・中堅企業・中小企業の資金繰り



第2表 CRD構成メンバー(2010年10月)

信用保証協会	52
政府系金融機関	3
民間金融機関	135
格付け機関など	5
中小企業庁、日本銀行など	5
合計	200

(出所) CRD協会HP。第3—5表も同。

第3表 CRDデータ数：1995年から収集(2010年3月)

	データ数	企業数
法人企業		
総数	11,450,000	(1,887,000)
倒産数	1,368,000	(239,000)
個人経営の企業		
総数	2,920,000	(887,000)
倒産数	369,000	(369,000)

第4表 CRDが集めた企業の売上高

売上高が100万円以下	45.3%
100万円—300万円	27.4%
300万円—1000万円	17.2%
1000万円以上の売上高	10.1%
合計	100.0%

第5表 CRDのデータの業種分析

1. 建設業	418,000社
2. 製造業	345,000社
3. 運輸・通信業	77,000社
4. 卸売業	245,000社
5. 小売業	258,000社
6. 食品・飲食業	71,000社
7. 不動産業	105,000社
8. サービス業	256,000社
9. その他	13,000社

統計処理し、倒産確率などの分析をしている。約200の金融機関(第2表)が、CRDのデータを使いながら取引相手企業の倒産確率や企業格付けを行なっている。CRDには1995年からのデータが集まっている。実際にCRDが設立されたのは2001年だが、その後約10年にわたり、過去にさかのぼってそれぞれの中小企業のデータを収集した。2010年の3月では、1145万くらいのデータが集まっている。倒産した企業のデータも136万8000、個人企業のデータも292万ある(第3表)。売上高のデータから企業規模をみると、100万以下の非常に小さい企業が45.3%を占めることがわかる。建設業、製造業、などさまざまな業種のデータも集められている(第4、5表)。

以上のように、非常に多くの全国データをCRDが集めることができているため、バランスのとれた中小企業の状況をデータから判断することができる。

このように中小企業から提出された財務データ、非財務データをCRDに集め、それをみて、倒産確率などを数式モデルから求める。この倒産確率をもとに、各金融機関は、貸出金利をそれぞれの企業に対して決定したりする。さらに、どれ

くらい貸付金の回収率があるかもみる。これに、人件費、物件費を上乗せして、各企業ごとにそれぞれの金利をはじく。これが、それぞれの金融機関が利用しているCRDデータである。

CRDでは、収益性、効率性、生産性、安全性、成長の可能性、などをみながらそれぞれの企業をみていく。CRDは今後5年間、企業がどのように動いていくか、それぞれのデータをみながら予想も行なっている。

8 CRDデータのASEANへの適用

日本でやっているのとまったく同じデータをASEANにもっていけないだろうか? ASEANでもまったく同じデータを構築できれば、日本の中小企業金融機関、あるいは、日本の中小

企業が相手と取引をするときに、やりやすくなる。特に情報の非対称性 (information asymmetry)、中小企業はなかなか情報がないので、金融機関も貸しにくい。CRDのデータを使うことによって、情報の非対称性を解消できれば、貸し倒れ率を低下させることもできる。

CRDは、上述のようにたくさんデータを集めているが、機密 (confidentiality) が一番大切である。CRDは、信用保証協会からデータを集める段階では、企業名などはまったく書かれておらず、データ番号と数字のみのデータとなっており、機密性が保たれている。

中小企業のデータベースがアジア全体で作られれば、日本にとっても有効となり、日本のデータ分析をそのままアジアにもっていけることになると思う。日本では信用保証協会を使いながら、データを集めることが良かった。その理由は、中小企業は信用保証協会の保証がないとなかなかお金を借りることができないからである。

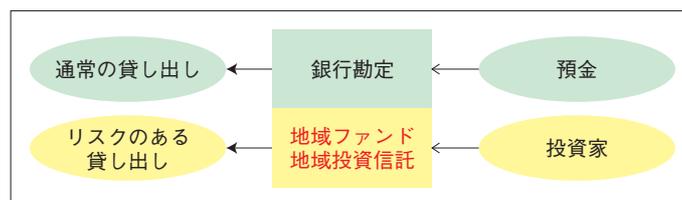
データベース作りを成功させるには次のことが重要である。まず、それぞれのアジア地域の特性に適した集取方法をとること、たとえばタイでは信用保証制度が充実していないが、中小企業診断士が全国で育成されている。それであれば、中小企業診断士を通じて、中小企業のデータを集めることも一案である。また、中小企業が自分のデータを公開するインセンティブがないといけない。

2番目に、中小企業のデータを集めるCRDのような機関には、収入が必要である。日本のCRDの場合は、コンサルティング・サービスやデフォルト・リスクを計算して各金融機関に提供し対価を得ている。CRDの顧客である金融機関 (第2表) がどのような情報を必要としているのか、ニーズを吸収し、そのサービスを提供し続けることが不可欠である。他の国の場合にも、企業のデータを収集する機関は、利用者にサービスを提供することによって、収入を得ながらデータサービスを行なう工夫が不可欠である。日本の場合にはCRDのデータを60%以上の金融機関が何らかの形で利用している。

9 地域ファンドによるリスクマネーの地方への提供

日本では、銀行はリスクマネーの提供はできない。預金を集めて銀行勘定を通じて、少しリスクのある中小企業や地域の企業に貸し出すことは、BIS規制 (国際業務を行なう銀行の自己資本比率に関する国際統一基準) の強化によってますます難しくなると予想される。第5図のように、地域のファンドとか地域の投資信託を育成し、少しリスクのあるところにも、お金が回せないだろうか。地域の信託とかファンドを郵便局、銀行、農協など、地域の金融機関の窓口を通じて販売していくというやり方である。地元の投資家を育成して、これ

第5図 銀行の窓口で地域ファンド・地域投信の販売



(出所) 筆者作成。

によって、リスクはあるが成長の可能性がある企業にお金を貸せないだろうか？

すでに、こうしたファンドは、現在いくつか広がっている。風力発電用風車が日本各地で建設されているが、1口10万円から50万円くらいで投資が行なわれ、投資家には電力料金の収入から配当が分配されている。

2番目は日本酒ファンドができています。おいしいお米を全国20から30の酒蔵に分け、酒蔵業者が味の素晴らしい酒を作って販売し、成功すれば、投資家に高い配当がなされるファンドである。

3番目は森林のファンド。4番目は音楽家のファンド。1口3万円から5万円の小口ファンドで音楽家を20人くらい集めて、そのなかの1人が成功するとDVDがたくさん販売され、そのファンドが成功すれば、投資家はたくさんの配当が得られることになる。

日本、アジアは銀行を中心とした金融制度である。BIS規制が強められるなかで、なかなか中小企業に資金が回らなくなる可能性がある。スタートアップ企業（新規企業）とか、環境に関連する中小企業とか、上述のように、預金とは別のチャンネルを通じて、資金提供ができないかということを考えてみる。

地域の中小企業や地方のスタートアップ企業への投資信託・投資ファンドを、地方銀行・信用金庫・信用組合・農協・郵便局などの窓口を通じて地元の住民に販売すれば、地域の投資資金を地域の企業に回すことができるようになると思われる。

地方では、なかなかミドルリスクの借り手に対して資金が回らないと言われる。銀行（勘定）では、バーゼル自己資本比率規制もあり、リスクある運用に対しては慎重になっているからである、地域によっては、地域経済の低迷のため、金融機関はなかなか積極的な融資がしにくくなってきている。

金融機関が預金で集める資金をミドルリスク企業に融資するのではなく、金融機関の窓口を通じて、地域の投資信託・地域ファンドとして、少しリスクはあるが、成長性の高い企業やプロジェクトに資金を提供する方法があると思う。現在、銀行や郵便局を通じて販売される多くの投資信託は、たとえば、海外の株式・債券であったり、国内の株式・債券であったりするが、地域独自の投資信託・投資ファンドなどは、あまりみかけない。

預金として集めるのではなく、地域の投資信託、地域ファンドとして、資金を集める方法により、リスクは投資家が負うが、地域を支える資金提供を行なえるのではないかと考える。

各地域で、自分の地域を元気にするための「たとえば、〇〇県青年ファンド」とか「〇〇市酒造ファンド」など、いろいろなファンド・投資信託の組成が可能である。リスクが少し高いが、将来の成長性が期待できる分野やプロジェクト、あるいは、地域にとって、とても重要であり、育成の必要があると思われる分野に、民間から地域ファンドあるいは地域投資信託として集めたお金を回す方法である。

ただし、やみくもにファンドを作ればよいというわけではない。「目利き」がいなければ、さまざまな地域育成のための投信・ファンドは、すべて元本割れとなってしまう、投資家に損失を被らせるだけに終わってしまいかねない。銀行の融資の経験者がファンドを作って、銀行貸し出しでは運用しにくい事業対象や借り手に対して、リスクはあるが成長が期待でき

るものであれば、地域投信・地域ファンドとして、投資を地域やその地域の出身者から集める方法である。また、アセットマネジメントに精通した資産運用会社が、地域のファンドを組成することも可能である。こうした商品を、地方銀行・信用金庫・信用組合・郵便局・農協の窓口を通じて、地域に販売すれば、ボーナスで得られた資金の一部を、地元の還元に向けようかと思う人々もたくさん出てくると思われる。

こうしたファンドは、前述のような地元の金融機関の窓口を通じて販売する方法以外にも、インターネットを通じて投資家を募る方法など、さまざまな販売ルートが考えられる。日本人が得意としてきた互助の精神を生かし、地域の貢献につなげられるファンド・投資信託で資金を集める。投資対象を選別する際には、「目利き」の存在が必要で、風力発電の場合には、10万円とか50万円程度まで、1口の金額がかさむので、投資対象の将来キャッシュフローを推計する「目利き」も必要である。

海外では、大きなプロジェクトにも、類似の投資ファンドが存在する。インフラファンド (Infrastructure revenue bond) であり、高速道路の建設などに応用されている。高速道路の料金収入からコストを差し引いて、インフラファンドの投資家に配当が支払われる。大規模な事業では、年金基金などの資金が投資に向けられている。

地域の小規模なプロジェクトから大規模なプロジェクトまで、さまざまな規模のファンドを組成することが可能である。地域でも、さまざまな事業対象に、投資としての資金を集めて運用することが可能である。まさに、「目に見える投資」であり、「地元を応援する投資」であると考えられる。

■参考文献

- OECD (2010) "Financing Transport Infrastructure Development in Southeast Asia," OECD, *Southeast Asian Economic Outlook*, November, Chapter 6 (Naoyuki Yoshino), Paris, pp. 173–187.
- 吉野直行 (2010) 「リスクのある借り手への資金提供と貸金業制度」『ファイナンシャルコンプライアンス』5号、54–57ページ。
- Naoyuki YOSHINO (2010) "Financing to SMEs in Asian Region," APEC Taipei Meeting, April 20.
- Naoyuki Yoshino and Tetsuro Mizoguchi (2010) "The Role of Public Works in the Political Business Cycle and the Instability of the Budget Deficits in Japan," *Asian Economic Papers* (MIT Press), Vol. 9, No. 1, pp. 94–112.
- Naoyuki YOSHINO (2010) "Global Financial Crisis and Policy Issues in Japan," *Managing Economic Crisis in East Asia*, edited by Saw Swee-Hock and John Wong, Institute of Southeast Asian Studies (ISEAS), Chapter 8 (pp. 191–204).
- Dan Feng Kong and Naoyuki YOSHINO (2010) 「中国国家計部門金融資産配分行動分析」〔中国語〕、*Journal of Financial Research* (『金融研究』)〔中国人民銀行、中国金融学会〕第3号、24–31ページ。
- 吉野直行 (2010) 「貸金業市場の質の向上と新資金業法」『クレジットエイジ』7月号、12–14ページ。
- Naoyuki Yoshino (2011) "Revenue Bond for Infrastructure Investment in Asian Region," *Infrastructure Financing by Stanford University, Singapore Conference Paper*, Jan. 28.

よしの・なおゆき 慶応義塾大学教授
yoshino@econ.keio.ac.jp

多角的貿易体制は維持できるか

WTOの現状と課題

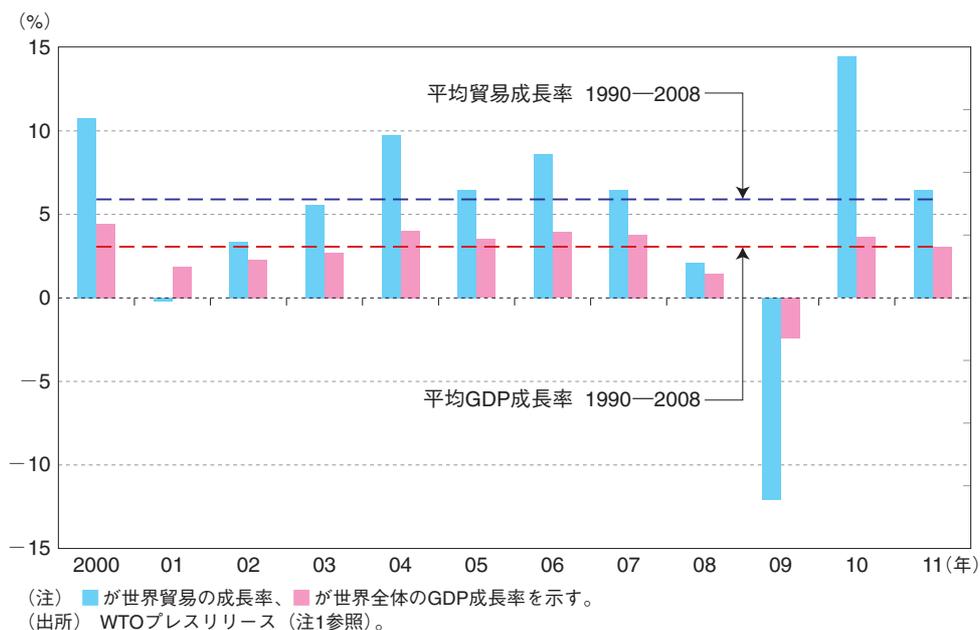
荒木 一郎
Araki Ichiro

はじめに

世界貿易機関（WTO）が発表した最新の貿易統計によれば、2010年に劇的回復をみせた世界貿易の伸びは、短期的には日本の震災の影響や世界的な食料価格の上昇といった不確定要因があるものの、当面の予測としては、2011年においてもペースこそ緩やかになるが拡大基調は維持される見込みとのことである（第1図参照）。また、この図からは、傾向的には常に世界貿易の成長率が世界全体の国内総生産（GDP）成長率を上回っていることがみてとれる⁽¹⁾。

このことだけをとってみれば、貿易活動は米国発の世界金融危機からいち早く立ち直り、世界経済のグローバル化の牽引役として健在であるように見える。しかしながら、こうした世界貿易を制度面で支えているはずの肝心のWTOが機能不全に陥っていると指摘されて久しい。困難な準備過程を経てようやく2001年に開始されたドーハ・ラウンド（多角的貿易交渉）は、開始後10年を経ても終結の見通しがあるとは言えない。政策の現場でもWTOの存在感は薄れ、昨今では貿易問題と言えば環太平洋経済連携協定（TPP）のような地域貿易

第1図 世界貿易の伸びとGDP成長率の対比



協定を中心に語られることが多いのが現状である。

本稿では、WTOを中心とする多角的貿易体制の問題点について検討する。

1 多角的貿易体制の始まりから GATT 体制の確立へ

(1) 多角的貿易体制の始まり

1995年1月に発足したWTOを中心とする多角的貿易体制は、一般にはWTOの前身である関税及び貿易に関する一般協定（GATT）によって築き上げられたと考えられている。しかし、1947年に成立したGATTにはさらにその前身があった。それは国際貿易機関（ITO）の設立をめざした国際連合貿易雇用会議の交渉であった。ITOは、1944年のブレトン・ウッズ会議で設立が合意された国際通貨基金（IMF）および世界銀行と並んで、戦後の国際経済体制を支える「第3の柱」として構想されたものである。ITO設立のための交渉自体は成功裏に終了し、最終的な設立条約（ハバナ憲章）は1948年に成立している。

ハバナ憲章が構想されたのは、言うまでもなく1930年代の保護貿易主義、近隣窮乏化政策が第2次世界大戦の主要な原因のひとつとなったという深刻な反省からである。ただし、国際貿易ルールに関して各国が協調できる枠組みを作ろうとする試みは、1930年代より前から存在していたことも忘れてはならない。第1次世界大戦の戦後処理のために構想されたウィルソン米大統領の平和原則14カ条（1918年）の第3項目として、「経済障壁の撤廃と貿易条件の平等の確保」が含まれていたし、これを具体化する試みとして、国際連盟の主導の下、すでに1927年にはジュネーブで輸出入禁止・制限に関する国際会議が開催されていたし、その後も国際協調の枠組み作りが模索されていたのであるが、結局こうした試みは、1930年代の大不況とそれに伴う保護主義政策を未然に防止することはできなかった⁽²⁾。

第2次世界大戦の惨禍を経て、「一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的の進歩及び発展の条件」（国連憲章第55条）を実現するという新たな理想に燃えて交渉されたハバナ憲章は、その規律の対象として貿易の自由化のみならず、雇用問題の解決や労働基準問題、開発問題、国際投資ルール、さらには競争政策上の課題（国際カルテルや制限的商慣行）まで視野に入れた野心的・先進的な条約であった。しかし、ハバナ憲章は、まさしくその先進性ゆえに各国の受け入れるところとはならず、とりわけ米国議会が同憲章を承認する見通しがまったくなかったことから、ついに発効することはなかった。このため、ハバナ憲章が効力を生ずるまでの暫定的な取極として同憲章のうちの貿易関連規定だけを先取り的に実施したGATTが、その後50年にわたり多角的貿易体制を支えることになる。

(2) GATT体制の成功の秘訣

逆説的ながら、戦後の多角的貿易体制の成功は、このように貿易政策以外の要素をそぎ落とし、貿易自由化という狭い政策課題のみを追求したGATTだからこそ可能であったと考える論者は多い。ラギーの言う「埋め込まれた自由主義」（embedded liberalism）という考え方がその典型である。すなわち、GATT体制は、国際貿易のルールとしては自由・無差別を原則とし、累次の貿易交渉（ラウンド）を通じて貿易を自由化するという原理が体制内に埋め込まれていたが、これは19世紀のパックス・ブリタニカの時代とは異なり、完全なレッセフェー

ルを求めるものではなかったと言うのである。国内的に福祉政策を実施する権限は各国政府に留保されていた³⁾。ハバナ憲章には存在していたが、GATTには受け継がれなかった雇用政策、開発政策、投資政策、競争政策なども広い意味でこれらの福祉政策に分類されると考えられる。

「埋め込まれた自由主義」を原理とするGATT体制は、徐々にその参加国を拡大し、各国における関税・非関税障壁の水準を引き下げることによって静かな成功を収めてきた。ただ、GATTの交渉原理はあくまでも現実主義的であって、過度の法的解決は避けられる傾向にあったし、何よりその組織は暫定的性格を維持したままであった。また、この時代のGATTは多分に「先進国クラブ」としての様相を呈しており、開発途上国は名目的にはGATTの締約国ではあったけれども、ほとんど貿易自由化の義務は負っておらず、むしろ国連貿易開発会議（UNCTAD）に依拠して先進国からの特惠拡大を求める立場にあった（GATT自身も1966年に「貿易と開発」と題するGATT第4部を制定して以降、開発途上国を特別扱いする態度を明確にしていった）。

パックス・アメリカナの弱体化に伴い、実はGATTも1960年代後半から1970年代初めにかけて危機の時代を迎えるのであるが、「ドル防衛」のためにとられた米国の保護主義的政策も短期的なものに終わり、1970年代初頭の石油危機もかえって「西側先進国」の結束を固める結果となって、東京ラウンド（1973—79年）の終結によって、多角的貿易体制はいっそうその基盤を強固なものとすることができた。

2 GATT体制の危機とWTO

(1) GATTからWTOへ

しかし、GATT体制は、1980年代の保護主義政策（農業補助金の拡大や輸出自主規制の横行など）によって再び危機を迎える。また、この時期における重要な政策的転換点として、米国における1984年通商法の成立が挙げられる。この時期まで米国の通商政策は多角主義一辺倒であり、二国間あるいは特定地域間のみの貿易自由化を推進するということは考えられていなかったが、1984年法によって、二国間自由貿易協定もGATTと並んで大統領の通商交渉権限（ファスト・トラック権限）の対象となったのである。これは翌1985年に米国とイスラエルとの間の自由貿易協定という形で現実化する。このことの意義は、当時はあまり深く理解されていなかったが、今にして思えば、米国が多角的貿易体制純血主義から離れていく契機となったという点で象徴的な出来事であった。

1986年に開始されたウルグアイ・ラウンドにおいては、ルール志向（国際貿易における「法の支配」の確立）が強調されるようになる。これは一方的貿易制裁の脅しを梃子に他国の「不公正貿易慣行」の是正を目指す米国通商法301条の濫用（「攻撃的単独行動主義」〔aggressive legalism〕と称された）を抑制したいという各国の思惑と合致していたし、折から有力となってきた「小さな政府」志向、市場万能主義の思想と相まって、GATTの暫定的性格を解消し、新たな国際組織を設立するというコンセンサスにつながっていく。こうして1995年に成立したのがWTOである。

WTOの組織原理はGATTと異なり、「埋め込みを脱した自由主義」(disembedded liberalism)となっているとする考え方もある⁽⁴⁾。筆者は、GATTとWTOとの間でそのように大きな断絶はなく、「埋め込まれた自由主義」の考え方は依然としてWTOでも妥当すると考えているが、たしかにGATT時代に比べてWTO体制のほうが自由貿易志向を強めており、各国の政策自由度を制約する要素が多いことは事実である。具体的には、「司法化」の進展と一括受諾主義が挙げられる。

(2) 「司法化」の進展

WTO体制の下で、一般に通商ルールはより明確化され、WTO加盟国が負う義務の内容が明らかになった。また、実体規定の充実と併せて手続規定が強化され、紛争解決了解(DSU)第23条において、米国通商法301条のような枠組みの下で一方的貿易制裁を課することが協定違反であることが明確化されるとともに、紛争解決小委員会(パネル)および新たに設立された上級委員会の権能が大幅に強化された。具体的には、パネル報告書(上訴があった場合には上級委員会報告書)の採択は「逆コンセンサス方式」(会合に参加するすべての国が採択しないという意味を示さない限り採択される)によって行なわれることとされ、GATT時代のように敗訴当事国が拒否権を行使して報告書の採択を阻止することができなくなった。これは実質的にWTO協定に関する紛争解決についてパネルおよび上級委員会が強制的かつ専属的な管轄権を有するに至ったことを意味し、手続の「司法化」⁽⁵⁾が飛躍的に進んだことになる。

WTO設立直後には、このような「司法化」の進展がどこまで現実的なものか疑問を呈する向きもあったが、設立から15年を経た今、それに疑問を抱く人は誰もいない。いくつかの事件が実際に争われた結果、米国は通商法301条を完全にWTO整合的に運用するようになっている。すなわち、WTO協定違反が疑われる「不公正貿易慣行」については、米国は一方的貿易制裁に訴えることはなく、必ずWTOの紛争解決手続を発動するようになっている。これは米国以外の国についても同様であって、通商紛争をWTOの場で司法的に解決することは当然のことと受け止められるようになっている。

2011年4月現在、累計で424件の紛争がWTOの紛争解決手続に付託されており、100件以上のパネル報告書・上級委員会報告書が採択され、そのほとんどについて敗訴当事国はWTOの勧告を実施している。この点についてのWTOの実績は見事であり、「多角的貿易体制に安定性と予見可能性をもたらす」(DSU第3条)とされる紛争解決制度の目的は十分に果たされているように思われる。

(3) 一括受諾主義

WTO体制のもうひとつの特徴は、一括受諾主義(single undertaking)である。この文言の由来は、ウルグアイ・ラウンドを開始した1986年9月のプンタデルエステ閣僚宣言にさかのぼる。そこには「交渉の開始、実施及び結果の実施は一個の事業全体の一部分(part of a single undertaking)として取り扱われる」という文言があった。この原理は、東京ラウンドの反省から生まれたもので、全体的には「法の支配」強化の流れのなかに位置付けられる。東京ラウンドでは、GATTの内容を補完し、強化する協定が多数合意されたが、それらはGATT

の全締約国が受諾を義務付けられたものではなかった。「アラカルト方式」とか「カフェテリア」方式とか呼ばれていたが、各国は個々の協定を選択的に受諾することができたのである。この結果、先進国は東京ラウンド諸協定（アンチダンピング協定や政府調達協定など）をすべて受諾したが、多くの開発途上国はこれらの協定を受諾しないままに終わった。この結果、GATT締約国同士の法的関係がきわめて複雑になったのみならず、GATT第1条がすべての締約国に一般的最恵国待遇を義務付けていることから、先進国は（東京ラウンド諸協定に参加していない）開発途上国に対しても、それら諸協定に基づく便益を均霑させる義務を負うのではないか、逆に言えば、開発途上国は東京ラウンド諸協定に参加しなくても、成果に「ただ乗り」できるのではないかという疑念を払拭できなかつた。これを是正するために導入されたのが一括受諾主義である。

一括受諾主義は、ウルグアイ・ラウンドの交渉原理として「すべてが合意されない限り何事も合意されない」（Nothing is agreed until everything is agreed.）という形で作用した。これは一方で交渉の遅延をもたらしたが、同時に交渉パッケージを大きくしてすべての参加国にとって魅力的な交渉成果をもたらすことにも成功した。また、WTO協定第2条2項にも「附属書一、附属書二及び附属書三に含まれている協定及び関係文書……は、この協定の不可分の一部を成し、すべての加盟国を拘束する」という形で反映されている。

3 WTO成立後の展開

(1) 新たなアクターの登場と正統性の危機

1995年に発足したWTOは、当初はうまく機能しているように思われた。「司法化」⁶⁾の進展はおおむね歓迎されたし、一括受諾方式に異を唱える向きは見受けられなかった。問題点が顕在化してきたのは、WTOの下で新たなラウンドを開始しようとする動きのなかにおいてであった。WTOは「附属書に含まれている協定で取り扱われる事項に係る多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する。[WTO]は、また、閣僚会議の決定するところに従い、多角的貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉のための場及びこれらの交渉の結果を実施するための枠組みを提供することができる」（WTO協定第2条2項）ものとされている。しかも、WTO協定中農業協定とサービス貿易協定は交渉の継続が当然のこととして予定されており、発足当初から次のラウンドの準備が開始された。1996年のシンガポール閣僚会議、1998年のジュネーブ閣僚会議を経て、1999年12月のシアトル閣僚会議で新ラウンドを立ち上げる予定になっていたが、シアトル閣僚会議は何の成果も挙げることができずに終わってしまう。

シアトル閣僚会議では、議場外での非政府組織（NGO）のデモが大きく取り上げられ、また、議場内でも開発途上国の閣僚から交渉に対する不満が公然と表明され、WTOは正統性の危機に瀕しているのではないかという疑問が呈されるようになった。

まず市民社会グループは、顔の見えない通商官僚が重要な意思決定をジュネーブの秘密会議で行なう結果、地球環境の保全を犠牲にして貿易自由化を推進したり、多国籍企業の利益を偏重して世界の貧富の差を拡大させたりすると主張した。また、開発途上国政府も、ウル

グアイ・ラウンドによって利益を得たのは結局先進国だけであるとして、さらなる自由化交渉を進める前にラウンドの結果の公平な「実施」が必要であると主張し、新ラウンドに消極的な立場をとるようになった。前述のようにシアトル閣僚会議が決裂したのは、こうした批判の声の高まりによるところが大きい。その後、2001年11月のドーハ閣僚会議でようやく新ラウンドの開始が決定されるが、交渉の折り返し点となるはずだった2003年9月のカンクン閣僚会議では何らの合意も得られず、またもや交渉は頓挫する。その後2004年7月にジュネーブで開かれた高級事務レベル会合で交渉の再開が合意され、2005年12月の香港閣僚会議、2009年11月のジュネーブ閣僚会議と一応の進展をみせてはいるものの、なお終着点はみえていない。

(2) クラブモデルの破綻

なぜこのような状況が生じたのかについて、コヘインとナイは「多数国間協調におけるクラブモデル」という概念を用いて説明している⁽⁷⁾。彼らによれば、1944年のブレトン・ウッズ会議に始まり、各国の政策協調のためのレジームは、多かれ少なかれクラブのように運営されてきたという。通商閣僚はGATTに集まり、財政担当閣僚はIMFを運営し、防衛・外交担当閣僚は北大西洋条約機構(NATO)本部に結集し、中央銀行当局者は国際決済銀行(BIS)を活動の拠点とした。とりわけGATTについては、「埋め込まれた自由主義」の原理の下で、クラブモデルがきわめて有効に機能したという。比較的少数の先進国の閣僚および彼らを補佐する交渉官らが交渉アジェンダを設定し、国内の保護主義勢力の抵抗を抑えつつ、全体としては貿易自由化の方向で取引を行ってきたのである。しかし、NGOの台頭、市民社会の声の高まりによって従来のやり方は維持できなくなっているというのがコヘインとナイの主張である。

(3) 市民社会からの批判

国際的に活動する市民社会グループの一部は、WTOのあり方について、デモその他のキャンペーン活動をしたり、先進国政府との協議を求めたりするのみならず、開発途上国政府に直接働きかけて自らの主張をWTOに提出するようになってきている。オックスファムの働きかけを受けて、ベナン、ブルキナファソ、チャド、マリという西アフリカ4カ国が、カンクン閣僚会議に向けて先進国による綿花補助金の撤廃を求める提案を提出した例はよく知られている⁽⁸⁾。

WTOの側も、こうした現状を受け、NGOとの対話には力を入れるようになってきている。閣僚会議にはNGOの参加を認めるようになってきているし、本部があるジュネーブでのブリーフィングやシンポジウムといった広報活動は盛んに行なわれている。また、いわゆる「エビ海亀」事件の上級委員会報告書⁽⁹⁾において、NGOその他の個人や団体から、紛争解決パネルに対して意見書(amicus curiae brief)を提出することが認められたことは、GATT時代の慣行とは大きく訣別するものである。また、一部の事件では、パネルや上級委員会の口頭弁論手続を一般に公開する試み⁽¹⁰⁾もなされており、透明性の強化は相当程度進んでいると評価できる。その意味では、クラブモデルからの脱却は一応進みつつあると評価できる。

(4) 開発途上国からの批判

多くの開発途上国は、ウルグアイ・ラウンドにおける交渉の成果の享受について、先進国と開発途上国との間で均衡がとれていないと主張している。不公平是正のための具体策として、開発途上国同士の連携を深めていくことや技術的・専門的知見を共有することなどが提唱され、また、開発途上国側からは効率的で公平な包括的対案を提示しなければならないという意見も根強い。個別の案件について先進国と合従連衡を図っても、結局先進国を利するだけだと言うのである。これはかつての新国際経済秩序（NIEO）を目指す動きを思わせるような南北対立の図式を前提とした議論である。

他方、現在のWTOにおいては、開発途上国自らが国際貿易ルールに法の支配をもたらすべく主体的に行動しているという論者もいる⁽¹¹⁾。柳赫秀が開発途上国の「体制内化」と呼ぶ現象である⁽¹²⁾。

4 交渉停滞の要因と打開の道

(1) 新しい意思決定方式

ドーハ・ラウンドの交渉の現状をみると、後者の見解が説得的であるように思われる。WTOにおける意思決定のなかで、開発途上国が果たす役割が格段に増大しているのである。たしかに、ウルグアイ・ラウンド終結からWTOの成立当初の一定の時期までは、GATT時代と同じような意思決定方式が行なわれていた。すなわち、米国と欧州共同体（EC）という2大勢力が中心に位置し、その周りに日本とカナダを加えた「4極」があり、さらにその周りにオーストラリアやノルウェー、スイスといった他の先進国、インドやブラジルといった主要開発途上国が同心円状に位置しているという意思決定構造である。中心部で決定された合意のたたき台は、各種の非公式協議を通じて周辺部に根回しされ、必要な調整を経たうえで、最終的には一般理事会ないし閣僚会議で（投票ではなく）「コンセンサス」によって採択されるのである。この構造のなかで最周辺部に位置する諸国は、アフリカ・グループや中南米カリブ・グループというような緩やかな組織体をもってはいたものの、その交渉上の影響力は無視しうるほど小さかった。

このような意思決定方式は、クラブモデルとは親和的であったが、市民社会や開発途上国からの異議申し立てを受けて自らの正統性を再確認しなければならなくなったWTOにとっては、必ずしも適切なものではない。カンクン閣僚会議の直後には、WTOの意思決定方式の不備が盛んに指摘され、欧州委員会のラミー委員（当時）がWTOの意思決定方式はまるで中世のようで、現代の要請にできていないと言ったと報じられた⁽¹³⁾。

しかし、その後の調整過程を経て、WTOには新しい非公式な意思決定方式が生まれつつあるようである。WTOにおける意思決定の同心円の中央部に米国とECがいることは変わっていないが、カンクン閣僚会議で農業に関する米欧共同提案が開発途上国の猛反発を受けたことから明らかかなように、もはやこの2大国だけの意思ですべてが決まるわけではない。この周りに、かつての4極ではなく、米国、EC、ブラジル、インドの「新4極」あるいはこれに日本とオーストラリアを加えたG6といったグループが存在する。また、中国もドーハ・ラ

ウンドの議論に積極的に参加するようになっていく。

(2) 交渉停滞の原因はアジェンダ設定の誤りか？

クラブモデルの破綻も是正されつつあり、開発途上国も体制内化されつつあるのだとすれば、なぜドーハ・ラウンドはかくも停滞しているのでしょうか。マトゥーとスブラマニアンは、その理由をアジェンダ設定の誤りに求める⁽¹⁴⁾。2001年にドーハ・ラウンドが始まったときは今のような交渉課題でよかったのかもしれないが、その後、米国金融業界の破綻やエネルギー価格の高騰、地球温暖化問題といった新たな課題が出現していると言う。これらを包括的に議論すべき新ブレトン・ウッズ会議が必要になっているというのである。たしかに最近になってWTOの枠組みを超える新たな交渉課題が出てきていることは事実である。彼らの論文がもし今年書かれていたら「原子力災害」もアジェンダに入っていたかもしれない。しかし、これらの課題は必要に応じ主要8カ国（G8）や20カ国・地域（G20）の場で議論すればよいのであって、ドーハ・ラウンドの議題を拡大しなければならないという結論には直接結びつかないであろう。

そもそも2001年来の交渉の歴史は、一貫して「野心の水準」（level of ambition）を引き下げる方向であった。シンガポール閣僚会議で新たな交渉課題として取り上げられた、①投資自由化、②競争政策、③政府調達、④貿易円滑化という4項目は、カンクン閣僚会議で貿易円滑化を除いて当面の議題としないことになった。現在の交渉の中心は、農業貿易の自由化、非農産物貿易の自由化、サービス貿易の自由化と通商ルールの改正交渉といった伝統的な交渉課題に回帰している（ルール交渉における漁業補助金問題のように、画期的な内容の交渉が行なわれている分野もあるが）。

(3) 一括受諾方式の呪縛

そうだとすると、交渉停滞の原因は別のところにあるであろう。かつてバーフィールドは紛争解決手続（逆コンセンサス主義）の自動性・効率性と交渉（コンセンサス主義）の停滞・非効率性を対比し、この不均衡が是正されなければ、WTOの正統性の危機がさらに深まるとの議論をしたことがある⁽¹⁵⁾。本稿の文脈で言えば、「司法化」の進展が行きすぎており、紛争解決手続以外の意思決定が遅れるなかで、交渉者の意図に反する判例が蓄積され、結果的にWTOが加盟国国内で政治的に支持されなくなるという議論である。

たしかに、米国のアンチダンピング調査手続における「ゼロイング」⁽¹⁶⁾慣行に対する上級委員会の一貫した姿勢をみると、米国内でアンチダンピング手続の強化を求める勢力との間ではそのような政治的緊張関係がすでに生じているとも言えるかもしれない。しかし、紛争解決手続の全体をみると、一般に上級委員会は司法積極主義的な判断は極力手控えており、また、ある措置がWTO協定違反とされた国は概してWTOの勧告を受け入れ、当該措置をWTO協定に整合化しているので、現時点において紛争解決手続に対する各国の不満が制御不能な水準にまで達しているとは思われない。

したがって、バーフィールドの批判がWTOのあり方全般に向けられているものだとすれば、やや悲観論に傾きすぎであると評価することができよう。しかし、新ラウンド停滞の原因に限って言うならば、彼の主張にも一理あると思われる。

すなわち、ドーハ・ラウンド交渉が妥結に至らない理由のひとつに、コンセンサス方式の延長としての一括受諾方式の呪縛があると思われる。交渉者は、「すべてが合意されるまで何事も合意されない」という原則に縛られて、大胆な取引ができなくなっているのではないだろうか。特に前述のように交渉内容が限定されてくると、ウルグアイ・ラウンドのような分野横断的な取引（例えばインドが繊維貿易の自由化と引き換えに知的財産権保護の強化を受け入れたような）はますます成立しにくくなる。

一括受諾方式を修正して、ある程度の可変性（variable geometry）を認めてはどうかという提案はかなり以前からなされている⁽¹⁷⁾。たしかにルール交渉の一部やサービス貿易交渉で「参照文書」（reference paper）方式で新たなルールに合意するような場合には、一括受諾の対象外とし、一種の複数国間協定として扱うことはできるであろう。しかし、農業や非農産品の市場アクセス交渉について一括受諾の対象外とするということは考えにくい。

ラミーWTO事務局長が強調しているように、政治的決断でとにかくまとめてしまうしか解決策がないのであろうが、各国の現状をみると、なかなかそのような合意は難しいように思われる。

そうだとすると、ドーハ・ラウンドの停滞はしばらく続き、WTOの機能不全も解消されないということになる。他方、現時点での「野心の水準」は十分低いとも評価できるので、いったん政治的決断さえあれば、比較的短期間で交渉をまとめ上げることも不可能ではないであろう。

おわりに

最後に強調しておきたいのは、WTOの機能不全はもっぱらドーハ・ラウンドの機能不全であって、それ以外の部分ではWTOはほぼ設計どおりに機能しているということである。紛争解決については言うまでもないが、ラウンド以外での市場アクセス改善（いわゆるITA〔情報技術協定〕など）は行なわれているし、貿易政策審査制度や各国の保護主義的政策に対する監視なども成功している。ラウンドと並んで機能不全が目立つのは、地域貿易協定に対する審査であるが、これも各国が多角的貿易体制と地域主義を政策面で両立させようとしている以上、WTOの力だけではどうしようもない部分がある。もとをたどれば、これは1984年の米国の政策転換からきている現象であり、各国の通商政策について「埋め込まれた自由主義」の発想が共有されている限り、WTOと地域貿易自由化は不安定ながらも共存関係を保っているのではないだろうか⁽¹⁸⁾。

WTOは機能不全に陥っているので、もうこれを見限り、大きな地域貿易自由化の流れ（例えばTPP）に乗り換えるべきだと考える人もいるかもしれない。これは、ちょうどウルグアイ・ラウンドが開始された頃に一部で主張されていた「ミニガット」（経済協力開発機構〔OECD〕加盟国だけで自由貿易協定を作ろうというような発想）と類似した考え方である。当時も、今と同じく、義務を引き受けずに権利ばかり主張するインドやブラジルと一緒に多角的貿易体制を維持していくことはできないと考える人はいたのである。前回うまくいかなかった構想が今回はうまくいくであろうと考える根拠は何だろうか。米国の政策変更であろう

か。しかし筆者の理解ではTPPはミニガットと異なり、WTOからの脱退を前提とはしていない。もしTPPあるいは大西洋間経済連携協定（TAP）がWTOの代替物として構想されるような日がくれば、それは多角的貿易体制の終焉を意味するであろうが、幸い現状はそのようにはなっていない。

- (1) WTO PRESS/628 (7 April 2011) WORLD TRADE 2010, PROSPECTS FOR 2011.
- (2) この間の経緯をウルグアイ・ラウンドにおける貿易自由化交渉と比較したものとして、Winham (1992) 参照。
- (3) Ruggie (1982), pp. 195–231.
- (4) Ford (2003), pp. 60–61.
- (5) 「司法化」にカギカッコを付けているのは、WTO協定中には紛争解決手続を裁判類似の制度とするという規定は見当たらないからである。少なくともウルグアイ・ラウンドの交渉者の主観的意図としては、強力な裁判所組織を作るつもりはなかったし、裁判を連想させるような文言は慎重に排除されている。「上訴裁判所」と言わず、「上級委員会」(Appellate Body) というような文言を用いていることが典型的である。しかし、その後の実務は交渉者の意図とはかけ離れ、きわめて裁判に近い運用がなされるようになった。
- (6) 伊藤 (2010)。
- (7) Keohane and Nye (2001), pp. 264–291.
- (8) Oxfam (2004). こうした動きを受け、2004年11月にはWTOに綿花問題に関する特別小委員会を設置された。
- (9) *United States—Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products*, WT/DS58/AB/R, 12 October 1998. 「エビ海亀」事件は、海亀保護のため米国が特定の漁法以外でとられたエビの輸入を禁止したことについて、マレーシアその他の諸国がWTOに申し立てた事件。
- (10) 「法廷」があるわけではなく、「傍聴席」もないので、会合の様態をテレビ (CCTV) で中継し、別室のモニタリングルームでの視聴を許すという形式をとる。
- (11) Ford (2003), pp. 161–186.
- (12) 柳 (1998)。
- (13) “The WTO under Fire,” *The Economist*, 18 September 2003.
- (14) Mattoo and Subramanian (2009).
- (15) Barfield (2001).
- (16) ゼロイングとは、ダンピング価格差の計算に当たり、国内価格よりも高い値段で輸出された商品については、価格差を「ゼロ」とみなし、ダンピング認定の資料としないやり方。
- (17) 一例として、Sutherland et al. (2005), p. 61.
- (18) 小寺 (2007) も結論的に同趣旨。

■参考文献

- 伊藤一頼 (2010) 「WTOにおける紛争処理の意義と限界——司法化の進展と政治的解決の位相」『国際問題』597号、34–43ページ。
- 小寺彰 (2007) 「FTAとWTO——代替か、補完か？」『国際問題』566号、5–12ページ。
- 柳赫秀 (1998) 「WTOと途上国——途上国の『体制内化』の経緯と意義」『貿易と関税』(日本関税協会) 46巻7号—48巻9号。
- Barfield, Claude E. (2001) *Free Trade, Sovereignty, Democracy: The Future of the World Trade Organization*, The AEI Press.

- Ford, Jane (2003) *A Social Theory of the WTO: Trading Cultures*, Palgrave MacMillan.
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye, Jr. (2001) “The Club Model of Multilateral Cooperation and Problems of Democratic Legitimacy,” in R. B. Porter et al. eds., *Efficiency, Equity, and Legitimacy: The Multilateral Trading System at the Millennium*, Brookings Institution.
- Mattoo, Aaditya and Arvind Subramanian (2009) “From Doha to the Next Bretton Woods: A New Multilateral Trade Agenda,” *Foreign Affairs*, January/February 2009.
- Oxfam (2004) ‘White Gold’ Turns to Dust: Which Way Forward for Cotton in West Africa? Oxfam Briefing Paper 58.
- Ruggie, John Gerard (1982) “International regimes, transactions, and change: embedded liberalism in the postwar economic order,” *International Organization*, Vol. 36, No. 2.
- Sutherland, Peter et al. (2005) *The Future of the WTO: Addressing institutional challenges in the new millennium*, WTO.
- Winham, Gilbert (1992) *The Evolution of International Trade Agreements*, University of Toronto Press.

気候変動の緩和への取り組みの 国際的動向と課題

浜中 裕徳
Hamanaka Hironori

はじめに

国際連合気候変動枠組条約（UNFCCC、1992年）は、各国が協力して気候変動問題に取り組むための諸原則、各国の基本的な義務等の大枠を定め、同条約京都議定書（1997年）は、先進国に法的拘束力を有する温室効果ガス排出削減目標の達成を義務づけ、費用効果的な目標達成を可能とする排出権取引やクリーン開発メカニズム（CDM）等を導入した。米国は離脱したものの、欧州連合（EU）、日本等は議定書の目標達成のため省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の推進、税制の改革を含む政策・措置を実施し、さらにEUは域内排出権取引制度を導入した。またCDM事業から生ずる削減クレジットは開発途上国の事業実施者に収益をもたらすとともに、先進国はそれを自国の目標達成に利用している。

しかしながら、議定書の第1約束期間（2008—12年）の削減幅は先進国合計排出量で計算して1990年比5%強であり、しかも米国の離脱や途上国の経済発展に伴う排出量の急増により、議定書の義務的削減の対象は世界排出量の約27%をカバーするにとどまっている。地球規模の気候変動による深刻な影響を回避するためには世界排出量を大幅に削減する必要があり、米国や排出量が急増している中国、インド等を含む幅広い国々の気候変動緩和（排出抑制・削減）行動を強化することが国際社会の大きな課題となった。加えて、洪水、干ばつ、熱波等気候変動との関係が疑われる事象が世界各地で頻発しており、これらへの適応策が同様に喫緊の課題であると認識され、途上国の緩和や適応の行動の強化に対する先進国の資金供与、技術開発・移転、能力構築等の支援の強化も強く求められるようになった。

こうした背景の下で、2007年12月にインドネシアのバリで開催されたUNFCCC第13回締約国会議（COP13）で採択された「バリ行動計画」は、京都議定書の第1約束期間が終了する2012年後の気候変動枠組みに関し、世界的な長期排出削減目標を含む長期的な協力の行動のための共有ビジョン、ならびに先進国および途上国による緩和に関する適切な約束または行動の強化、適応、技術開発・移転、および資金供与・投資に関する行動の強化について検討すべきことを定めた。

一方でこのような気候変動問題に対する取り組み強化の国際的気運は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）⁽¹⁾による第4次評価報告書の公表（2007年）によりいっそう高められたと言えるが、2009年に至りIPCCの信頼性に関する疑問が一部マスコミ等により取り上げられ、これに対しインターアカデミー・カウンシル（IAC）⁽²⁾によるIPCCの運営体制に対す

る検証と勧告が行なわれた（2010年）。しかし、IACは同時にIPCCの主要な結論は精確で正しく、主導的な科学によって完全に支持されているとした。

本稿は、近年の異常気象現象と大規模自然災害の頻発やIACによるIPCCの運営体制のレビューについて述べるとともに、現在進められている気候変動将来枠組みに関する国際的検討および気候変動の緩和に関する取り組みの動向と課題について述べる。

1 異常気象現象と大規模自然災害の頻発

気象庁によると2010年9月6日、大阪と京都で今夏の猛暑日が観測史上最多となり、東京都心の熱帯夜は9月7日までで合計55日と1923年に観測を開始して以来最多を記録した。熱帯夜日数は2000年に約20日だったが、今世紀末には約60日に増えると予測されており⁽³⁾、2010年夏の東京はすでにその状態に近い。熱中症で病院に搬送された人は2010年7—9月の3ヵ月間で5万人を突破し、2009年の4倍超となった⁽⁴⁾。

目を世界に転ずると、2010—11年も各地で異常な気象現象とそれらに伴う大規模な災害が頻発している。パキスタンでは、2010年7月下旬の豪雨により引き起こされた洪水で中部の穀倉地帯パンジャブ州を中心に国民の1割にあたる1800万人以上が被災し、9月上旬時点で洪水発生以来1ヵ月余りが過ぎたが、多くの地域で水が引かず、マラリアなどの感染症が疑われる患者が増えていると報道された⁽⁵⁾。インダス川に沿って国土の5分の1が洪水被害を受け、農地の被害は日本の耕地面積の4分の3近くにあたる340万ヘクタール以上にも及んでいる。経済への影響は甚大で、食糧不足の恐れが指摘されている⁽⁶⁾。ロシアも猛暑と干ばつのため食糧生産に深刻な影響が懸念され、穀物輸出の禁止に踏み切ったが、これを背景に小麦価格は高騰を始めた。ロシアの猛暑・干ばつとパキスタンの洪水は一見別の現象のようにみえるが、米国国立大気研究センター（NCAR）の上級科学者トレンバース博士によれば、どちらも作用が強まったアジアモンスーンと関係があり、その背景にインド洋北部の海面温度上昇があるという⁽⁷⁾。オーストラリアでは10年に及ぶ歴史的な干ばつから一転して2011年にはクィーンズランド州等で「ノアの洪水並み」と喩えられた大洪水が発生した⁽⁸⁾。

こうした個々の異常な気象現象を地球規模の気候変動によるものと科学的に証明することは困難であろうが、IPCC第4次評価報告書等によれば気候変動が進行するとこうした異常な気象現象が起きる頻度が増加する。近年の頻発する異常な気象現象とそれらに伴う大規模災害は気候変動が進行し危機的状況に向かっていることを示唆している。

2 インターアカデミー・カウンシルによるIPCC運営体制のレビューと勧告

IPCCで重要な役割を果たしている科学者の一部をめぐる「クライメート・ゲート」事件⁽⁹⁾などに端を発し、IPCCの信頼性にマスコミなどから疑問が表明されたことから、いくつかの独立機関によるレビューや、国連の依頼に基づきIACによるIPCCの運営体制の検証が行なわれた。IACは2010年8月末にIPCCに対し、執行委員会を設け、執行理事を置くなど管理能力を高めること、査読編集者の権限を強化すること、透明性を高め、機動的で適切な

対応ができるようコミュニケーション戦略を確立すること等、重要な勧告を行なった。IPCCは今後その運営の改革に取り組む必要があるが、同時にこれらのレビューや検証により、IPCCの結論を揺るがすような行為の証拠は見出されず、主要な結論は精確で正しく、主導的な科学によって完全に支持されている、とされたこともきわめて重要である。IPCCの信頼性を保つために改革が必要であるが、そのこととIPCC報告書の結論の妥当性を混同すべきではない⁽¹⁰⁾。

3 気候変動対策の長期目標

近年主要先進国（G8）サミットやUNFCCC締約国会議で「世界地上平均気温上昇が2°Cを超えないようにするために、世界排出量を大幅に削減すべき」という認識が共有されている。IPCC第4次評価報告書は大気中の温室効果ガス（GHG）濃度を安定化させ、気温上昇を抑制するためのいくつかのシナリオを示しているが、そのうち最も厳しい「カテゴリーI」の安定化水準に対応する世界平均気温上昇の幅の下限が2°Cである（第1図〔カテゴリーI＝点線で囲んだ欄〕）。

IPCC第4次報告書によれば、世界地上平均気温上昇を2°Cにとどめるためには、平均的な気候感度⁽¹¹⁾に対応する「最良の推定」に基づく大気中GHG濃度を450ppmで安定化させる必要があり、このためには2020年に先進国は全体として1990年比で25—40%削減し、途上国のうち東アジア、中東などでは成り行き排出量⁽¹²⁾から相当の削減を実現すること、さらに2050年に先進国は全体として80—95%削減し、途上国は全地域で成り行き排出量から相当の削減を実現することが必要である（次ページ第1表）。

4 バリ行動計画の下での気候変動将来枠組みに関する国際的検討の状況と課題

メキシコのカンクンで開催されたUNFCCC第16回締約国会議（COP16、2010年）は、COP15（2009年）で大多数の国が賛同した「コペンハーゲン合意」⁽¹³⁾に基づき日本、EU、米国、中国、インド、ブラジル、韓国、インドネシア等各国が提出したGHG排出抑制・削減の目標（第2表）や行動を公式のCOP決定で位置づけ、先進国に加え途上国についても緩和

第1図 大気中GHG濃度の長期的な安定化シナリオ (IPCC)

世界平均気温上昇 Global mean temp. increase (°C)	温室効果ガス濃度 安定化水準 Stabilization level (ppm CO ₂ -eq) (二酸化炭素換算濃度)	二酸化炭素排出が ピークを迎える年 Year CO ₂ needs to peak	2050年における 二酸化炭素排出量削減率 (2000年比) (%)
2.0—2.4	445—490	2000—2015	—50——85
2.4—2.8	490—535	2000—2020	—30——60
2.8—3.2	535—590	2010—2030	+5——30
3.2—4.0	590—710	2020—2060	+10—+60

(注) IPCC議長、R・K・パチャウリ博士特別講演『気候変動と水——地球規模の観点から』（2008年、神戸、G8環境大臣会議記念シンポジウム）を基に作成。

第1表 大気中GHG濃度450ppm安定化に必要な2020年および2050年における先進国および途上国の排出許容レベル

シナリオ・カテゴリー	地域	2020年	2050年
A：CO ₂ 換算450ppm (カテゴリーIの下限に近いレベル)	附属書I国 (先進国)	-25—-40% (対1990年比削減率、以下同じ)	-80—-95% (対1990年比削減率、以下同じ)
	非附属書I国 (途上国)	ラテンアメリカ、中東、東アジアおよびアジアの計画経済地域では成り行き排出量からの実質的な乖離	すべての地域で成り行き排出量からの実質的な乖離
B：CO ₂ 換算550ppm	附属書I国	-10—-30%	-40—-90%
	非附属書I国	ラテンアメリカ、中東および東アジア地域では成り行き排出量からの乖離	ほとんどの地域、特にラテンアメリカおよび中東地域で成り行き排出量からの乖離
C：CO ₂ 換算650ppm	附属書I国	-0—-25%	-30—-80%
	非附属書I国	成り行き排出量	ラテンアメリカ、中東および東アジア地域では成り行き排出量からの乖離

(出所) IPCC第4次評価報告書、第3作業部会報告書第13章、2007年。

行動を強化し、その透明性を確保するために測定・報告・検証(MRV)とその結果に関する国際的協議のプロセスを導入し、さらに途上国における森林減少・劣化対策(REDD)、気候変動への適応、途上国の行動の強化を支援する資金を供与するための「緑の気候基金」や基金の設計を行なう移行委員会の設立、技術の開発・移転を推進するための技術執行委員会と気候技術センター・ネットワークの設置等を含む包括的でバランスのとれた事項を網羅した「カンクン合意」を採択した。これを新たな出発点として、今年末に南アフリカのダーバンで開催のCOP17でこれを実施可能なものとするように、引き続き国際交渉が続けられることになるとみられる。

バリ行動計画の下での国際交渉は、京都議定書交渉が先進国の約束強化に焦点を当て、その結果、先進国に対し2008—12年の第1約束期間に関する排出削減目標を決定したのに比べ、京都議定書締結先進国に加え米国および途上国の緩和、適応等に関する行動の強化が主要課題となったことから、主要な交渉プレーヤーの間の利害関係が錯綜したものとなり、途上国の行動強化とそれに対する先進国の支援強化が連動している等、きわめて困難な交渉である。

カンクン合意には、各国が自ら設定・提出した緩和の目標や行動に留意し、これを起点として、先進国については京都議定書の報告・審査の方式を活かし、インベントリー(排出量・吸収量の目録)、目標達成のための取り組みの実施状況および途上国の取り組みに対する支援の実施状況に関する締約国会議への報告、専

第2表 コペンハーゲン合意の下で提出された主要国の目標

国	2020年目標/行動
日本	1990年水準から25%削減
E U	1990年水準から20%削減
米国	2005年水準から17%削減
中国	CO ₂ /GDPを2005年水準から40—45%削減
韓国	BAUから30%削減
インドネシア	BAUから26%削減
インド	CO ₂ /GDPを2005年水準から20—25%削減
ブラジル	BAUから36.1—38.9%削減

専門家による審査、そして削減目標に関し、比較可能性を高め、信頼を構築することを目的とした排出・吸収量の国際的評価を、途上国についてはインベントリー、緩和行動および先進国から受けた支援に関する報告、緩和行動に関するMRV、そしてその結果に基づく国際的協議を行なうというプロセスが盛り込まれている。これは、バリ行動計画が目的とした先進国、途上国双方の緩和行動の強化および透明性の確保の実現に向けた重要な進展であると考えられる。

緩和の目標を国際交渉により設定するか、あるいは交渉によらず各国が自ら設定するか、また目標に国際法上の拘束力をもたせるか否かは気候変動に関する国際制度設計上のきわめて重要なポイントである。京都議定書は国際交渉により先進国に法的拘束力のある数量目標を課しているが、中国をはじめとする途上国は次期枠組み交渉において自らの緩和行動を強化する必要性については認めているものの、自国の目標を国際交渉により設定し、当該目標に国際法上の拘束力をもたせる方式を依然として強く拒否しており、議定書を離脱している米国も同様に現在の政治状況下では、中国などが受け入れない方式を受け入れることは困難とみられることから、中国等の途上国や米国を含む幅広い国々の緩和行動を強化するためには当面カンクン合意のようなアプローチが現実的であろう。

他方、カンクン合意に盛り込まれた各国が共有するビジョンにおいては、地上平均気温上昇を 2°C 以下に抑えるために世界排出量を大幅に削減する必要があることを認識する、とされているが、各国が自ら設定・提出した緩和の目標を達成するだけではこの大幅削減の達成は困難である。国連環境計画（UNEP）の“The Emissions Gap Report”（2010年）⁽¹⁴⁾は、66%以上の確率で気温上昇を 2°C 以下に抑えるためには2020年にGHGの世界排出量を年間440億トン（二酸化炭素〔CO₂〕換算）以下とする必要があるが、各国が提出した目標を実施してもなお50—90億トン削減が不足するとしている。なお、本UNEP報告書によれば、各国の目標には条件がつけられている場合が多く、ギャップの幅は条件付きのより厳しい目標の達成を目指すか否か、また森林等の吸収源による吸収量の算入や余剰排出枠の次期排出枠への繰り入れに関するルールを厳しく定めるか否かにより異なるとしている。そして、残るギャップを埋めるために、オフセット・クレジットのダブルカウントを回避することや、より野心的な目標・行動の実施、国際的な資金支援が重要であると指摘している（オフセット・クレジットとは、自国内で削減できないGHG排出分を植林やクリーンエネルギー関連事業等で相殺するカーボン・オフセットに用いるためのクレジット）。

気候変動に関する国際枠組みはUNFCCC第2条の究極目的の実現につながるものでなければならず、このためには米中等幅広い参加を確保するとともに、気温上昇 2°C 以下といった長期目標を実現するため将来にわたり削減行動を強化していく仕組みを組み込む必要がある。同時に、目標達成にあたり適用されるルールの策定において当該枠組みの目的とするGHG削減効果を減ずることがないようにすることがきわめて重要である。

カンクン合意は先進国に対し、IPCC第4次報告書の科学的知見に合致した削減を達成するために削減目標の野心度を高めるよう求め、さらに低炭素開発戦略・計画を作成すべきとしている。また条約事務局に対し、市場メカニズムから得られる炭素クレジットや吸収

源の利用を含む目標達成にあたっての仮定や前提条件、および野心度を高めるためのオプションや方法を明確化するワークショップを開催するとともに、これらの仮定や前提条件、削減努力の比較について理解を助けるためのテクニカル・ペーパーの作成を要請している。そして、緩和の目標の実施に関しては、前記のとおり先進国には報告、専門家レビュー、排出・吸収量の国際的評価、途上国にはMRVや国際的協議といったプロセスを設けることにしている。このように、カンクン合意は先進国・途上国が自ら設定した目標の提出を起点としているが、緩和努力の透明性を高めるとともに、先進国間の努力の比較可能性を高める仕組みを組み込もうとしており、さらに先進国に低炭素開発戦略・計画の作成を求めるとを通じ、2°C以下に抑えるために必要となる削減量との間の隔りを埋めようとする意図を垣間見ることができる。

しかしながら、これらのワークショップや計画・戦略、そして目標実施にかかわるプロセスが、提出された目標や行動のさらなる強化にどのようにつながるのかについては明らかではない。さらに、先進国の削減目標強化に関して途上国は京都議定書第2約束期間の設定を強く求めており、また目標達成のルールに関してもなお少なからぬ課題が未解決である。これらは、次期気候変動国際枠組みの法的形式をどのようなものとするか、また当該枠組み参加国の約束・行動の将来的強化のためのステップをどう組み込むか、という点にかかわる重要な問題であり、いずれも今後の交渉に委ねられている。カンクン合意を実施可能なものとする方策とともに、排出削減のギャップを縮め、削減行動の将来的強化につながっていきけるような仕組みをいかにして実現しうるかについて、いっそうの努力が必要とされている。

5 日本およびアジア諸国の気候変動緩和対策の動向

日本においては省エネルギーに関する規制措置とその実施を支援する税制上の優遇措置、および産業界の自主的取り組みと政府によるその進捗状況のフォローアップを中心としてGHG排出削減対策が講じられてきた。自動車、家電製品・OA機器に対する省エネルギー規制については、基準設定時点で商品化されている最も優れた水準に合わせたトップ・ランナー方式と称される基準を設定し、メーカーの技術開発努力を促すとともに、低燃費・低公害自動車に対し税制上の優遇措置（グリーン税制）を講じそれらの普及を促進した。自動車の場合、2005年に販売された新車の約9割が2010年燃費基準を満たしており、この方式の規制と税制上の措置が効果的に低燃費車の市場浸透を加速した。また、工場・事業場や住宅・建築物に関する省エネルギー規制も実施されている。

産業界の自主的取り組みについては、日本経済団体連合会傘下の多くの業界が、CO₂排出量を1990年水準で安定化させること等の目標を掲げた自主行動計画を策定しており、取り組みが目標を上回って進んだ業界については政府の働きかけにより目標を強化する一方、目標達成に隔たりがある業界は自らCDM事業等海外で実施された削減分を購入している。このように自主行動計画の目標は、強制力はないが事実上の排出枠として機能している。

また、政府は経済危機対策の一環として、低燃費・低公害自動車に対する減税・買い換え

補助金を交付したり、省エネ型家電製品の購入、省エネ基準を満たす住宅の新設、窓の断熱改修等を支援するエコポイント制度を導入した。再生可能エネルギーの推進については、従来電力会社に発電量の一定割合を再生可能エネルギーによるものとするよう義務づけてきたが、2009年11月から新たに住宅用太陽光発電の余剰電力について通常の家庭用電気料金の約倍額で電力会社に買い取らせるなどの固定価格買い取り制度を導入した。政府が太陽光発電装置設置に対する補助金を復活させたこともあり、住宅用をはじめ太陽光発電の導入が加速している。

そして、日本は2009年の政権交代後、すべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、GHG排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという中期目標を国際社会に約束した。政府はこの目標の達成に向け、地球温暖化対策のための税を2011年度に導入し、2012年度を目途に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を拡充するとともに、国内排出権取引制度については産業の負担や雇用への影響などを見極めつつ慎重に検討することとしている。さらに、前記のとおりG8サミットにおいてGHG排出量を2050年までに80%またはそれ以上削減すべきであると合意されており、2020年目標に加えこのような長期間にわたり大幅削減を実現するための対策・施策の道筋を示す「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（試案）」⁽¹⁵⁾が環境大臣から示されている（2010年）。

地球温暖化対策は負担と受け止められがちであるが、低炭素社会構築のための投資は新たな市場と雇用を生みだし、地域の活性化、エネルギー安全保障等の便益をもたらす。地球温暖化対策については、その経済に及ぼす影響に関し適切に検討しつつ進める必要があるが、その際こうした経済へのプラス効果を含め研究をさらに推進することが重要である。

一方、近年、韓国、中国等アジアの新興国は次々と意欲的な取り組みを開始している。

韓国は、李明博大統領のリーダーシップの下、低炭素グリーン成長基本法を制定（2010年）し、これに基づき国内排出権取引制度の導入等一連のきわめて意欲的な政策を固め、世界グリーン成長研究所（GGGI）⁽¹⁶⁾を国際機関として設立し、グリーン成長戦略を世界に普及させようとしている。

中国は、高率の経済成長を維持するために必要なエネルギー資源を確保するというエネルギー安全保障上の観点および気候変動対策のいっそうの推進の観点から経済活動のエネルギー効率を高める必要性を強く認識し、第11次5ヵ年計画において石炭火力発電所の改造による効率改善、効率の低い中小規模発電所の閉鎖、水力発電の推進等、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を推進してきたが、新たに国内総生産（GDP）当たりCO₂排出量を2020年までに2005年水準から40—45%削減するという目標を掲げ、2011年から始まる第12次5ヵ年計画で17%削減する目標を定める等、政策・措置をさらに強化しようとしている。

すでに、中国国家発展改革委員会は2010年8月10日、「低炭素省区と低炭素都市の試行開始に関する通知」⁽¹⁷⁾を公布し、これにより広東等5省と天津等8市で排出削減に関する行動目標、具体的措置等を盛り込んだ低炭素発展計画を制定し、市場メカニズムを応用した削減目標実施推進方策の検討、排出データ集計・算定システムの確立、低炭素技術の革新の加速

化、新産業の育成等、低炭素型発展モデルの模索を開始した。さらに、企業の緩和行動への積極的参加を促すため、自主的排出削減取引活動を制度化し、GHG排出・吸収量に関するデータの正確さと信頼性を高め、インベントリー作成レベルを向上させるといった取り組みを推進しようとしている⁽¹⁸⁾。

インドもGDP当たりCO₂排出量を2020年までに2005年水準から20—25%削減するという目標を掲げ、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を強化しようとしており、その一環として、政府が課した目標以上に省エネを達成した事業者に取引可能な証書を発行し、目標未達の事業者に譲渡する制度を導入しようとしている。タイも自主的なカーボンオフセット制度や工業団地における排出権取引制度の導入、モデル都市におけるインベントリーの整備、削減目標の設定、排出削減事業と削減分のクレジット化等を計画している。

すでにみたとおり、IPCCによれば世界平均気温上昇を2°C以内に抑制するためには世界の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも半減させる必要があり、先進国は80%以上削減する必要があるが、世界排出量の半減のためには、途上国も社会・経済開発を持続させながら同時に低炭素型発展に本格的に移行する必要がある。実際、前記のとおりアジアの新興国においては、カンクン合意を受けて緩和行動計画の作成を進め、その実施に対する国際社会の支援を得るべく、さまざまな動きがみられ始めている。そして、途上国において効果的に気候変動対策を進めるためには、貧困軽減、新興国におけるエネルギー安全保障等、国情に応じた優先課題に取り組む各国の開発戦略や計画に気候変動対策を統合し、主流化していくことが欠かせない。多くの途上国は資金的、技術的、および人的・組織的能力が不足しており、先進国が有している政策ノウハウや技術を活用するためには、その能力向上に向けた自主努力とそれに対する先進国からの支援の強化が不可欠である。わが国等が近年実施してきたインドネシアにおける気候変動対策支援の経験から、なおさまざまな課題が残るものの、先進国が適切に支援することにより途上国が緩和行動計画の作成と実施を効果的に進めることが可能だということを明らかにすることができた⁽¹⁹⁾。この経験と教訓を分析し国際社会と共有することにより、気候変動に関する国際協力枠組みの構築と協力の推進に貢献できると考えられる。

- (1) “Intergovernmental Panel on Climate Change”の略称。以下、「IPCC」という。
- (2) “InterAcademy Council”は各国の学術団体で構成。以下「IAC」という。
- (3) 文部科学省・気象庁・環境省『日本の気候変動とその影響』、2009年、30ページ、図3.2.7（気象庁作成）。
- (4) 総務省消防庁、2010年10月5日発表。時事通信社、2010年10月5日配信。
- (5) 『朝日新聞』2010年9月5日。
- (6) 同上。
- (7) 『ナショナルジオグラフィックニュース』2010年8月12日（http://www.nationalgeographic.co.jp/news/news_article.php?file_id=20100812001）。
- (8) 『ナショナルジオグラフィックニュース』2011年2月17日（<http://zasshi.news.yahoo.co.jp/article?a=20110217-00000001-natiogeo-int>）。
- (9) 2009年11月、英国イーストアングリア大学気候研究ユニットのコンピューターが不正にアクセス

- スされ、気候変動研究に関連した電子メールと文書がリークされたことにより、メディアの報道、同研究ユニット所長の一時休職など、その後発生した一連の事件を指す。
- (10) 実際、メキシコのカンクンで開催されたUNFCCC第16回締約国会議（2010年）で採択された「カンクン合意」（第4節参照）では、IPCCが第4次報告書で示した科学的知見をあらためて確認している。
 - (11) CO₂等温暖化能力を有する気体の単位放射強制力（対流圏の上端における、地球の気候に温暖化または寒冷化の影響を及ぼすエネルギー放射作用）に対する、世界平均地表気温の長期間の変化を指す。IPCCによれば、CO₂濃度が産業革命前の倍に増加すると、平均的な気候感度の下では気温が2.5°C上昇すると予測しているが、気候感度が高い場合は気温上昇がさらに大きくなる。
 - (12) 従来の経済活動を継続した場合の排出量。BAU（“Business As Usual”の略称）とも言う。
 - (13) COP15で「コペンハーゲン合意」は、数カ国の反対により採択されず、同合意に「留意する」とされたにとどまった。
 - (14) UNEP, *The Emissions Gap Report* (<http://www.unep.org/publications/ebooks/emissionsgapreport/>).
 - (15) 「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案——環境大臣 小沢鋭仁 試案」2010年3月31日 (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mlt_roadmap/shian_100331/main.pdf).
 - (16) “Global Green Growth Institute”の略称。
 - (17) 『中国網日本語版（チャイナネット）』2010年8月11日 (http://japanese.china.org.cn/business/txt/201008/11/content_20687585.htm).
 - (18) 小柳秀明「第12次5ヵ年計画下での気候変動対応の見通し」『グローバルネット』2011年1月。
 - (19) 浜中裕徳「途上国の温暖化対策支援——対インドネシアで成果」『日本経済新聞』2011年3月8日。

はまなか・ひろのり（財）地球環境戦略研究機関理事長
<http://www.iges.or.jp>
hamanaka@iges.or.jp

国際問題月表

I 国際関係 / II 日本関係 / III 地域別
2011年3月1日 - 31日

會田 裕子・大西 利尚
大野圭一郎・細川 洋嗣 編
本間 麻衣 (共同通信)

I 国際関係

- 03・03 国連食糧農業機関 (FAO) が2月の世界の主要食料価格指数 (2002—04年 = 100) が前月比2.2%上昇の236となり1990年の統計開始以来の最高値を更新したと発表
- 08 英国の有力シンクタンク国際戦略研究所 (IISS) が各国の軍事力や地域情勢を分析した「ミリタリー・バランス2011」を発表、中国が欧米との技術力の差を縮め2008年の中国の軍事産業全体の利益は過去最高の67億5000万ドル (約5560億円) に上ったと推計
- 09 カナダの大学グループが過去50年間の主要な魚の乱獲進行による漁獲損失を試算、2004年段階で漁獲損失が1000万トン、損害額は約360億ドル (3兆円)
- 24 国連人権理事会が日本とEUが共同提案した朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) の人権状況を非難する決議を賛成多数で採択、賛成国数は30で過去最多
- 28 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が発表した先進国44ヵ国への2010年の難民申請状況まとめによると申請者数は35万8840人で前年比約5%減少、減少は2年連続
- 31 WTOが米航空機大手ボーイングに対する米政府の補助金の一部についてWTO協定違反とする紛争処理小委員会 (パネル) の最終報告を発表

II 日本関係

- 03・03 京都大入試問題のネット投稿で京都府警が仙台市の19歳の予備校生を偽計業務妨害容疑で逮捕、「1人でやった」と供述、4日、同志社など3大学入試でも投稿したことが判明
- 04 前原誠司外相が参議院予算委員会で政治資金規正法が禁止している外国人からの献金受領を認め陳謝、6日、辞任を表明、9日、松本剛明外務副大臣が新外相に就任
- 06 メア米国務省日本部長が米大学生への講義で沖縄は「ごまかしの名人」などと差別的発言をしたことが判明、10日、キャンベル米国務次官補がメア氏更迭を松本外相に伝達、米政府として公式に謝罪、ルース駐日米大使が仲井真弘多沖縄県知事に陳謝
- 11 菅直人首相が自身の資金管理団体が在日韓国人からの献金受領を認める
- 13 名古屋市議会の出直し選挙で河村たかし市長の政治団体「減税日本」が第1党に、民主党は惨敗
- 16 春闘でトヨタ自動車が3年ぶりに満額回答、業績の回復傾向を受け自動車や電機など主要企業で前年実績を上回る回答相次ぐ
- 23 最高裁判所大法廷が2009年衆議院選挙での最大2.3倍の「1票の格差」は違憲状態とし「1人別枠制度」廃止を要求
東京地方裁判所が抗がん剤イレッサの副作用で国の責任を初認定、遺族2人に計1760万円を支払うよう国と輸入販売会社に命令
- 29 過去最大92兆円超の2011年度予算が成立、関連法案成立のめどは立たず
- 30 文部科学省が2012年春使用の中学教科書の検定結果を公表、竹島問題と尖閣諸島問題は

全社が扱う

- 31 現行の子ども手当を半年延長する「つなぎ法」が参院本会議で可決、成立

【東日本大震災】

- 11 三陸沖を震源とする国内過去最大のマグニチュード (M) 9.0の大地震発生、太平洋沿岸に津波が到来し東北から関東にかけて甚大な被害、東京電力福島第1原子力発電所で炉心冷却に異常、政府が初の「原子力緊急事態宣言」発令、周辺3キロ圏の住民に避難指示、12日、福島第1原発1号機で燃料の一部が溶ける国内初の炉心溶融、海水の注入で冷却する作業開始、原子炉建屋が爆発で損傷、避難指示を半径20キロ圏に拡大、13日、3号機でも炉心の一部が溶融の可能性、原子炉に海水注入、福島県が12日から計22人が被ばくと発表、14日、2号機で原子炉の水位が急速に低下し一時空だき状態に、3号機で爆発、15日、2号機の原子炉格納容器の圧力抑制プール付近で爆発音、プールが損傷、定期点検で休止中の4号機で火災が発生、新たに20—30キロ圏の住民に屋内退避指示、17日、3号機の使用済み燃料プールに自衛隊ヘリコプターで水を投下、自衛隊の消防車両5台が地上からも放水、18日、1—3号機の事故について原子力安全・保安院が国際評価尺度で国内最悪の「レベル5」と暫定評価、米スリーマイルアイランド事故と同レベル、20日、外部の送電線を引き込み2、5号機の電力が復旧、原子炉などの冷却のための電源を初めて確保、22日、東電が3、4号機で中央制御室の復旧にめどがついたと発表、1—6号機すべてに外部電源が接続、24日、3号機で作業員3人が高い線量で被ばく、2人が病院へ、27日、2号機のタービン建屋地下にたまった水の表面で毎時1000ミリシーベルト以上というきわめて高い放射線量を測定、原子力安全・保安院が震災当夜第1原発の「炉心溶融」を予測していたことが判明、30日、第1原発近くの海水で法定の濃度限度の3355倍の放射性ヨウ素を検出、勝俣恒久東電会長が1—4号機を廃炉にする方針表明、31日、1号機のタービン建屋付近の地下水から基準の約1万倍の放射性ヨウ素を検出、地下水で放射性物質が確認されたのは初
- オバマ米大統領が東日本大震災の遺族へ弔意を示す、米軍が災害地支援に空母など派遣
- 12 ニュージーランド、韓国、シンガポールなどが救助隊の派遣を発表
- 13 ネタニヤフ＝イスラエル首相が同国初の原発の建設計画の中止を決定、14日、ロイトハルト＝スイス・エネルギー相が原発改修と新規建設計画を当面凍結する方針発表、メルケル＝ドイツ首相が「脱原発」政策を先送りし原発の稼働年数を延長する計画について3ヵ月間凍結し再検討すると発表、15日、チャベス＝ベネズエラ大統領が「初期段階にある原子力開発計画を凍結」と表明、メキシコのエネルギー当局者が新たな原発建設計画を保留する方針表明
- 14 東電が地域ごとに電気を止める「計画停電」を茨城など4県で初めて実施、首都圏の電力供給が需要増から一時緊迫化、17日、海江田万里経済産業相が異例の節電を要請、大規模停電は回避
- 15 東京株式市場が暴落、日経平均株価終値が前日比1015円安の8605円と1年11ヵ月ぶりの安値
- 主要国 (G8) 外相会合があらゆる支援の提供を約束した議長総括を発表 (パリ)
- 16 米原子力規制委員会が福島第1原発の半径80キロ以内に住む米国民に対し予防的措置と

- して避難するよう勧告、17日、英国、韓国、オーストラリアなども同様の勧告
- 17 外国為替市場で円相場が一時1ドル＝76円25銭まで急騰、1995年4月につけた戦後最高値（79円75銭）を約16年ぶりに更新、18日、先進7ヵ国財務相・中央銀行総裁会議（G7）が緊急電話会議で円高を協調介入で阻止することで合意、政府・日銀は介入を実施、円は2円近く下落、円をめぐる協調介入は約10年半ぶり
- 18 死者数が6911人に、阪神大震災を超えて国内で戦後最悪の災害、21日、死者・行方不明者が約2万2000人となり1896年の明治三陸津波とほぼ同数に、31日、死者・不明が約2万8000人に、17万人が避難生活
- 19 福島県の原乳と茨城県のハウレンソウから暫定基準値を超える放射性物質が検出されたと厚生労働省が発表、21日、政府が福島、茨城、栃木、群馬の4県にハウレンソウとカキナ、福島県に原乳の出荷停止を指示、23日、菅直人首相が佐藤雄平福島県知事に福島県産の葉物野菜などを食べないように全国に求める「摂取制限」の初発動を指示、野菜の出荷停止も指示
菅首相が谷垣禎一自民党総裁に大連立を提案、副総理兼震災担当での入閣を要請、谷垣総裁は拒否
日中韓外相会談が防災と原子力安全分野での協力強化で一致（京都）
- 21 世界銀行が大震災の影響予測を発表、被害額は最大約2350億ドル（19兆円）と推計
米自動車大手ゼネラル・モーターズ（GM）が震災により日本からの部品供給が途絶えたため米ニューヨーク州のエンジン工場の生産を一部中止し従業員をレイオフ（一時帰休）していることが明らかに、26日、米自動車大手フォード・モーターが部品の供給不足を理由にベルギー東部ヘンクにある工場の生産を4月4日から5日間停止することを明らかに、30日、ホンダが米国とカナダの計6工場の操業時間を短縮し生産体制縮小
- 22 福島県の5自治体の水道水で1キログラム当たり100ベクレルを超える放射性ヨウ素を検出、厚労省が乳児に飲ませないように要請、23日、東京都が金町浄水場で同210ベクレルの放射性ヨウ素検出と発表、24日、基準値超えは5都県の15市区町村に拡大
統一地方選のうち震災の影響が大きい岩手、宮城、福島3県の県知事選や県議選など計27件の延期が決定
- 25 EU首脳会議がEU共通の原発安全基準を早急に設定し域内14ヵ国で稼働している143基すべての原子炉に対して年内に安全検査実施で合意（←24日、ブリュッセル）
- 31 菅首相が2030年までに原発を現状より14基以上増やすとした政府のエネルギー基本計画を白紙にして見直す方針を表明

Ⅲ 地域別

●アジア・大洋州

- 03・02 バングラデシュの中央銀行がノーベル平和賞受賞者で貧困層に無担保で少額融資を行なうグラミン銀行を創設したムハマド・ユヌス総裁が解任されたことを明らかに
パキスタンの首都イスラマバードで職場に向かっていたバツティ＝パキスタン少数民族相の乗用車が4人組の男に銃撃され同相は死亡
- 03 ニュージーランドのクライストチャーチ市を襲った大規模地震で現地の災害対策本部担当者が救助活動を終了と発表、5日、同国警察幹部が死者が165人になったと発表

- 04 中国の2011年度予算案の国防費が前年度実績比12.7%増の約6011億元（約7兆5000億円）になることが明らかに、2年ぶりの2桁の伸び
ダコスタ東ティモール外相が2011年のASEAN議長国であるインドネシアのマルチ外相と会談（ジャカルタ）、ASEAN加盟申請書を提出
- 06 オーストラリア連邦警察が南極海で日本の調査捕鯨活動への妨害を繰り返した反捕鯨団体シー・シェパードの抗議船2隻を捜索
- 07 陳徳銘中国商務相がレアアース（希土類）の代替材料の日中共同研究に意欲を表明
楊潔篪中国外相が2011年は「中日関係の改善と推進に重要な年」として2010年9月の中国漁船衝突事件で悪化した両国関係の修復に意欲を示す一方で同様の事件が起きないように日本に繰り返し再発防止を求めたことを明らかに
- 09 国連アフガニスタン支援団（UNAMA）がアフガンで2010年に戦闘などに巻き込まれて死亡した民間人は2777人で2001年のタリバン政権崩壊以来最悪の2009年比で15%増との報告を発表
タイ中央銀行が政策金利を0.25%引き上げ年2.50%にすることを決め即日実施、2010年12月、2011年1月に続く追加利上げ
- 10 中国雲南省でM5.8の地震、少なくとも25人が死亡し250人負傷、被災者は34万人以上
韓国銀行（中央銀行）が政策金利を0.25%引き上げて年3.0%とすることを決め即日実施、利上げは約2ヵ月ぶり
- 14 中国の第11期全国人民代表大会（全人代）第4回会議が所得増加と格差是正を重点とする新5ヵ年計画を採択し閉幕（←5日）、温家宝首相が会見で産業構造の高度化を目指す方針を強調
チベット仏教の最高指導者ダライ・ラマ14世がチベット亡命政府議会に政治的ポストからの引退を正式表明、首相に政治的実権を委譲する憲章改正提案
アフガニスタン北部クンドゥズ州で国軍の新兵登録施設を狙った自爆テロがあり少なくとも37人が死亡、約40人が負傷、反政府武装勢力タリバンが犯行を認める声明
- 21 ペルーと韓国が自由貿易協定（FTA）に正式署名（ソウル）
- 22 カルザイ＝アフガニスタン大統領が同国に展開するNATO主導の国際治安支援部隊（ISAF）からアフガン側への治安維持権限の移譲を7月に開始と表明
- 24 タイ国境近くのミャンマー北東部シャン州でM6.8の地震、74人死亡、111人負傷
- 30 ミャンマーで大統領に選出された軍事政権のテイン・セイン首相の大統領就任式開催、軍事政権の最高決定機関である国家平和発展評議会（SPDC）のタン・シュエ議長がSPDCの解散を命じ新政府が正式発足
シン＝インド首相とギラニ＝パキスタン首相が両国が対戦したクリケット試合を共に観戦、ムンバイ同時テロ以降冷却化した両国関係の改善が目的（インド北部パンジャブ州）
- 31 中国政府が当面の国防政策の主要目標と任務に「領土、領海、領空の防衛と国家の海洋権益保護」を明確に掲げた国防白書「2010年中国の国防」を発表

●中近東・アフリカ

- 03・01 チュニジア旧野党の民主進歩党創設者で暫定内閣のシェビ地方開発相のほか高等教育相、経済改革相が相次いで辞任を表明

- イスラエルのエルサレム市当局が占領地である東エルサレム中部ラスアムドでのユダヤ人住宅14戸の建設を承認、12日、同国政府が占領地ヨルダン川西岸の大規模入植地群マーレアドミムやアリエルなどで約400戸のユダヤ人入植住宅を建設することを承認
- 03 エジプトの軍最高評議会が評議会の下で国政運営を担っていた暫定内閣のシャフィク首相の辞表を受理、後任にシャラフ元運輸相を任命
コートジボワールの最大都市アビジャン郊外で大統領選で当選を主張するバグボ、ワタラ氏の2陣営の支持者が衝突、26人が死亡、20万人以上が避難、10日、バグボ氏側が事態打開を目指すアフリカ連合（AU）調停委員会の調停案を拒否、17日、アビジャンでワタラ元首相の支持者が多く暮らすアボボ地区に複数の砲弾が撃ち込まれ25人が死亡、40人が負傷、30日、ワタラ元首相の支持部隊が首都ヤムスクロを実効支配下に
- 06 スーダン南部の上ナイル州で武装勢力と南部のスーダン人民解放軍（SPLA）とが戦闘、武装勢力47人とSPLA兵士9人の計56人が死亡
- 14 ニジェール大統領選の決選投票（12日投票）で選挙管理委員会が野党指導者のイスフ元首相がウマル元首相を破り当選したと発表
- 15 ハマド＝バーレーン国王が全土に3ヵ月間の非常事態を宣言、16日、首都マナマで治安部隊がデモ隊数百人を強制排除、7人死亡
- 19 ベナンの選挙管理委員会が大統領選（13日投票）で現職のボニ・ヤイ氏が再選と発表
- 20 エジプトの憲法改正案の是非を問う国民投票（19日投票）で選挙管理委員会が大統領任期を最長2期8年に制限することなどを盛り込んだ改正案が賛成多数で承認されたと発表、30日、軍最高評議会が憲法改正案の内容を含む「憲法令」を発布
- 22 イスラエルのテルアビブ地裁が部下の女性への強姦などの罪で有罪評決を受けたカツァブ前大統領に禁錮7年、賠償金12万5000シェケル（約290万円）の実刑判決

【中東反政府デモ】

・イエメン

- 01 首都サヌアでサレハ大統領の即時辞任を求める大規模なデモ、数万人が参加、12日、治安部隊とデモ隊が衝突、少年1人が射殺され男性1人も死亡、約300人が負傷、南部ムカラでデモ隊に警官隊が実弾を発射、少年が1人死亡、18日、反政府デモ隊に治安部隊が発砲、少なくとも41人が死亡、負傷者200人
- 10 サレハ大統領が大統領権限を縮小する憲法改正を行なうことを表明
- 20 バン人権相とアルサイディ国連大使が反政府デモ隊に対する治安部隊の弾圧に抗議して辞任、サレハ大統領が内閣総辞職を命令
- 22 サレハ大統領が年内にも辞任の意向を表明

・リビア

- 03 国際刑事裁判所（ICC）が反体制デモへの武力弾圧についてカダフィ大佐と側近ら政権最高幹部を「人道に対する罪」容疑で正式捜査すると発表
- 05 反体制派の国民評議会が初会合開催、軍事、政治両面を統括し事実上の暫定政権内閣となる「危機管理委員会」を設置
- 08 国民評議会の最高責任者アブドルジャリル議長がカダフィ大佐が自身と家族の国外脱出などを条件に退陣を受け入れるとの事態収拾案を打診してきたと公表、議長は対話拒否、

- 9日、カダフィ大佐が退陣否定
- 10 ペルシャ湾岸諸国でつくる湾岸協力会議（GCC）が閣僚会議を開催（リヤド）、現在のリビア政権には正統性がないとの声明を発表
サルコジ＝フランス大統領が国民評議会を正統政府として承認すると表明
- 11 EUが緊急首脳会議で「リビア市民を戦闘から守るためあらゆる手段を検討する」ことで一致（ブリュッセル）
- 12 アラブ連盟がリビアへの飛行禁止空域設定を国連安保理に求めるとともに国民評議会を交渉主体として対話を開始することを決定
- 15 主要国（G8）外相会合がカダフィ大佐を退陣させるため安保理が圧力を強めるべきだとの立場で一致したとする議長総括を発表し閉幕（←14日、パリ）、リビア上空への飛行禁止空域設置では合意できず
カダフィ政権がチュニジア国境に近い北西部ズワラと北東部の要衝アジュダビヤをいずれも反体制派から奪還、制圧
- 17 国連安保理がカダフィ政権による攻撃を防ぐためリビア上空に飛行禁止空域を設定し市民保護のために「あらゆる必要な措置を講じる」ことを認める決議案を採択、18日、クーサ外相が反体制派への軍事行動の即時停止を宣言、政権に市民への攻撃停止などを求めた安保理決議の受諾を表明
- 19 米英仏など5ヵ国から成る多国籍軍がリビアの防空関連施設に巡航ミサイルなどによる攻撃を開始
- 24 アラブ首長国連邦（UAE）が飛行禁止空域監視任務参加のため戦闘機計12機を派遣、25日、カタール空軍機が監視任務に参加
- 27 NATOがリビア政権軍への地上攻撃も含め米国が担ってきた軍事作戦の全指揮権を引き継ぐことで合意
- 28 サルコジ大統領とキャメロン英首相がカダフィ大佐に「即時退陣」を要求する共同宣言
- 29 対リビア軍事作戦に従事する多国籍軍の参加各国やアラブ諸国などによる外相級会合開催（ロンドン）、キャメロン首相とクリントン米務長官が安保理決議が履行されるまで作戦を継続すると明言
- 30 英外務省がクーサ外相が辞任を表明したと発表、リビアで反体制デモが始まって以降政権離脱が明らかになった高官では最有力者
- ・シリア
- 15 首都ダマスカスで約40人が小規模な反政府デモ、アサド政権下で反政府デモが伝えられるのは初めて
- 20 南部ダルアーで反政府デモに参加した市民数千人に対し治安部隊が実弾や催涙ガス弾を発砲、1人死亡し60人以上が負傷、23日、モスク（イスラム教礼拝所）前に集まっていた反政府デモ隊を治安部隊が襲撃、37人が死亡、25日、治安部隊がデモ隊に発砲、少なくとも20人が死亡
- 27 シャーバン大統領補佐官が1963年以来施行され治安当局に強い権限を与える非常事態法の解除を決定したと発表
- 29 オタリ内閣が総辞職、アサド大統領がオタリ氏に暫定内閣を率いるよう命令、30日、アサド大統領が非常事態法の撤廃など改革推進を表明

● 欧州

- 03・01 アイルランド総選挙（2月25日投票）の下院議席が確定、中道右派で最大野党の統一アイルランド党が第1党、9日、下院がケニー同党党首を新首相に選出
EU欧州委員会が経済見通しを発表、2011年のユーロ圏のGDP成長率を前年比1.6%と見込み2010年11月末予測の1.5%から上方修正
グッテンベルク＝ドイツ国防相が数年前の博士論文で政治学者らの新聞寄稿記事などを盗用していた問題で引責辞任すると表明、2日、メルケル首相が新国防相にデメジュール内相、新内相にフリードリヒ連邦議会議員を任命
- 02 ドイツのフランクフルト国際空港でコソボ出身の男が米軍のバスに発砲、バス運転手を含む米兵2人が死亡、2人が重傷、3日、ドイツ検察当局が「イスラム教徒によるテロの疑いがある」との声明を発表
- 07 スイス南部アルプスで2010年7月に観光列車が脱線し日本人観光客らが死傷した事故で事故現場を管轄するバレー州の裁判所が過失致死罪に問われた運転士に罰金1万5000スイスフラン（約133万円）、執行猶予2年の判決
- 11 EUのユーロ導入国17カ国が特別首脳会議開催（ブリュッセル）、金融支援しているギリシャへの金利を1%引き下げるなど支援強化や財政難に陥ったユーロ圏諸国を支援する「欧州安定化基金（EFSF）」の機能拡充をはじめとした包括対策で合意
- 16 欧州自動車工業会が欧州28カ国の2月の乗用車の新車登録台数は前年同月比1.4%増の101万4519台だったと発表、2010年3月以来11ヵ月ぶりにプラスに回復
- 18 日産ルノー・グループの電気自動車機密情報がルノー社幹部から外部に漏れたとされる事件でパリの検察当局が事件は捏造の可能性が高いとの認識を表明
- 21 EUが財務相会合で財政難のユーロ導入国を金融支援するための常設機関である欧州版IMF「欧州安定化メカニズム（ESM）」の資金枠組みについて合意、ユーロ導入国が現金拠出と政府保証を組み合わせ7000億ユーロ（約80兆円）を確保
- 23 財政難のポルトガルで政府提案の追加緊縮策を議会が否決、ソクラテス首相が辞任表明
- 24 ドイツ連邦議会（下院）が7月1日から徴兵制を事実上廃止する法案を可決
- 27 原発政策が最大の争点となったドイツ南西部バーデン・ビュルテンベルク州の州議会選挙で与党側が大敗、反原発の90年連合・緑の党の躍進で野党側勝利
- 30 ベルギーで連立交渉の難航から正式な政府の不在が290日に達し2010年に連立政権発足まで289日かかったイラクを抜き“世界新記録”を更新
パツォーリ＝コソボ大統領が2月に行なわれた大統領の選出過程が憲法に違反しているとしたコソボ憲法裁判所の判断を受け大統領を辞任

● 独立国家共同体（CIS）

- 03・01 ロシア軍参謀本部高官が北方領土を含む千島列島（クリール諸島）に対艦巡航ミサイル「ヤホント」や対空ミサイルシステム「トールM2」が配備されると言明
- 09 バイデン米副大統領がメドベージェフ＝ロシア大統領と会談（モスクワ）、ロシアのWTO加盟支援などの経済協力や欧州でのミサイル防衛（MD）計画について協議
- 11 ロシア外務省が松本剛明新外相が9日の就任記者会見で北方領土が「法的根拠のない形で（ロシアに）支配されている」と述べたと指摘、ロシアの主権は疑う余地がなく第2次大戦

の結果に基づくと反論する声明を発表

- 21 プーチン＝ロシア首相がリビアの国内対立は外国による軍事介入を正当化しないと述べ米国などで構成する多国籍軍のリビア攻撃を非難
- 22 メドベージェフ大統領がゲーツ米国防長官と会談し欧米主導の多国籍軍によるリビアへの「無差別の空爆」で一般市民に犠牲が出ているとして懸念を表明（モスクワ）
- 23 ベラルーシ非常事態省が1986年に隣国ウクライナ（当時は両国ともソ連）で起きたチェルノブイリ原発事故で同年から2015年までの30年間のベラルーシの損害額は計2350億ドル（約19兆円）に達するとの推計値を発表
- 24 クチマ＝ウクライナ元大統領が在任中の2000年に起きた記者殺害事件に関与したとして自身が起訴されたと発言

●北 米

- 03・07 ホンダが変圧器に不具合があるとして2006—07年型の主力車種「シビック」のハイブリッド車についてリコール（無料の回収・修理）を届け出たと米運輸省が発表、対象車は全世界で約5万2000台
- 13 クローリー米國務次官補が内部告発サイト「ウィキリークス」に米外交公電を漏らした上等兵への米軍の劣悪な処遇を「愚か」と批判、発言の責任を取り辞任
- 25 カナダ下院が保守党内閣への不信任案を可決
- 30 米通商代表部（USTR）が議会に2011年版貿易障壁報告書を提出、牛肉やコメなどの日本による米国からの農畜産物の輸入規制への不満や日本郵政の民営化見直しに懸念表明
- 31 米マイクロソフトが米グーグルがインターネット検索分野で独占的な地位を利用したEU競争法違反の疑いがあるとしてEUの欧州委員会に訴えたと発表

●中南米

- 03・18 チリ政府が原子力の平和利用を目的とした米国との原子力協力協定に署名、米側は原発建設に向けた技術者の訓練などのため情報を提供
- 19 オバマ米大統領がルセフ＝ブラジル大統領と会談（ブラジル）、貿易と経済協力に関する協定を締結
- 21 オバマ大統領がピニェラ＝チリ大統領と会談（サンティアゴ）、環太平洋連携協定（TPP）について「年末までに枠組み合意したい」と発言

国際問題 第601号（電子版） 2011年5月号

編集人 『国際問題』編集委員会

発行人 野上 義二

発行所 財団法人日本国際問題研究所 (<http://www.jiia.or.jp/>)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1

三井虎ノ門ビルディング3階

電話 03-3503-7262（出版・業務担当）

*本誌掲載の各論文は執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、また当研究所の意向を代表するものではありません。

*論文・記事の一部分を引用する場合には必ず出所を明記してください。また長文にわたる場合は事前に当研究所へご連絡ください。

『国際問題』配本サービス（実費・完全予約制：年10回／5000円、JIIA会員割引有）

配本をご希望の方は、上記電話番号もしくはJIIAウェブサイト『『国際問題』配本サービス』からお申し込みください。

*電子版最近号

10年4月号 焦点：躍動する中国 苦悩する中国

10年5月号 焦点：アフリカの現在

10年6月号 焦点：国際規制の交錯

10年7・8月号 焦点：深刻化する世界の人口問題

10年9月号 焦点：日米安保条約改定50周年

10年10月号 焦点：「核なき世界」

10年11月号 焦点：イランをめぐる国際情勢

10年12月号 焦点：国際裁判：紛争の司法的処理と日本

11年1・2月号 焦点：日本外交——競争と協調

11年3月号 焦点：オバマ政権の試練

11年4月号 創刊600号記念特集：日本外交を考える